

藤里町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月策定

秋田県藤里町

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 町の概況	1
自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	1
町における過疎の状況	2
人口等の動向	2
これまでの対策	2
現在の課題	3
今後の見通し	3
社会経済的発展の方向の概要	3
(2) 人口及び産業の推移の動向	4
人口の推移と動向	4
将来人口の見通し	4
産業の推移と今後の動向	5
(3) 行財政の状況	5
行政の状況	5
財政の状況	6
施設整備の水準の現況と動向	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	1 2
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	1 3
(7) 計画期間	1 3
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	1 3
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	1 5
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
3. 産業の振興	1 9
(1) 現況と問題点	

(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 産業振興促進事項	
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	
4. 地域における情報化	30
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	32
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
6. 生活環境の整備	39
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	46
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
8. 医療の確保	51
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	

(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
9. 教育の振興	53
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
10. 集落の整備	59
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
11. 地域文化の振興等	62
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	63
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	65

1. 基本的な事項

(1) 町の概況

○町の自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

・自然的条件

藤里町は、秋田県の北部に位置し、東は北秋田市、西は八峰町、能代市の一部に山岳丘陵地帯で接し、南は能代市二ツ井町に接しています。青森県との県境一帯は標高 1,000m を超える山並みが連なる「世界自然遺産 白神山地」であります。白神山地に水源を發する藤琴川・粕毛川は中心部である藤琴で、Y字型で合流し、約 8km 下流で米代川と合流します。町の総面積は、282.13 k m²でその約 9 割が山林原野で占められています。

気候は、過去 10 年間の年間平均気温 10.6℃、年間平均降雨量 1,366.6mm でしばしば集中豪雨に見舞われます。また、冬期間の積雪が多く、最大積雪量 142 c m、積雪日数約 117 日と 1 年の 3 分の 1 が雪に埋もれる特別豪雪地域です。

・歴史的条件

本町は、桓武天皇の延暦の頃、大沢、藤琴、太良及び粕毛が集落を形成していたと言われています。明治 22 年の町村制の実施により、藤琴村と粕毛村が生まれ、昭和 28 年の町村合併促進法の施行とともに二つの村の合併により藤里村となりました。昭和 38 年 11 月 1 日の町制施行により、藤里町が誕生し、平成 25 年には町制施行 50 周年を迎えました。

・社会的条件

平成 3 年 11 月の青森県境の釣瓶トンネルの完成と平成 6 年 7 月の県道西目屋二ツ井線（青森県側）及び平成 24 年の森林基幹道米代線の開通により、袋小路は解消され、閉鎖的なイメージは解消されつつあるものの、白神山地特有の凝灰岩を主とする脆弱な地質に加えて、数年おきに起こる自然災害によって、世界自然遺産白神山地の安定的な体験提供を難しいものとしてきました。

町に駅はなく、隣市の駅が最寄りの駅となっています。町内の公共交通は路線バスを主として、バス路線の空白地はデマンドタクシーで補っています。鉄道も国道もコンビニエンスストアもない町でもあります。

・経済的条件

本町の産業は、町土の約 9 割を山林原野が占めており、古くから森林や自然資源を利用した木材生産や農林業を主とし、新たな産業振興として観光業を立ち上げてきました。事業所数や生産年齢人口（15～64 歳）の減少から、雇用に関する状況の悪化や少子高齢化の進行による持続性が危惧されております。

○町における過疎の状況

・人口等の動向

人口は、昭和 30 年の 9,324 人をピークに減少が続き、昭和 33 年の太良鉱山の閉山で拍車がかかり、平成 27 年の国勢調査による人口は 3,359 人、世帯数は 1,215 世帯となっております。

昭和 46 年 4 月から過疎地域として指定されています。

年齢別に見ると 65 歳以上の高齢者比率は、平成 2 年で 21.4%、平成 12 年で 31.3%、平成 22 年で 39.2%、平成 27 年で 43.6%と急速に高齢化が進んでいます。

産業別でも、人口減少に比例してすべての産業において減少しており、特に本町の基幹産業である第 1 次産業は、平成 17 年の 392 人から 242 人へと推移し、減少率が 38.3%、産業全体に占める割合が 15%未満となっており、農林業の振興施策が課題とされています。

・これまでの対策

これまでの過疎対策は、過疎地域特別対策緊急措置法、過疎地域振興特別対策緊急措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき国の支援を受けながら、計画的に観光・農林業などの振興策や下水道を始めとする生活環境施設等の整備に努め、地域の活性化及び自立促進等を図ってきました。

[昭和 45 年過疎地域特別対策緊急措置法]

社会基盤の充実を図るため、集落間を結ぶ町道、農林道、簡易水道の施設整備及び消防施設の改修等を行い、地域住民の生活環境の向上に努めました。

[昭和 55 年過疎地域振興特別対策緊急措置法]

冬期間の交通を確保するための流雪溝（大町、荒町）の整備や町営住宅（清水岱団地）の建設、観光客と地場産業を結ぶ施設「サフォークの館」を開館しました。

[平成 2 年過疎地域活性化特別措置法]

福祉施策として高齢者や障害者の課題に対処するため、特別養護老人ホームや障害者支援施設の整備を開設しました。また、地場産業の振興を図るためのふるさと産業開発センター（まいたけ）、農畜産物処理加工センター（食肉加工）、滞在型観光の拠点としての温泉を利用した健康保養館（第 3 セクター株式会社藤里開発公社の設立）の開設など、様々な施設整備を行いました。

[平成 12 年過疎地域自立促進特別措置法]

産業の振興では、林道米代線（米代フォレストライン）の全線開通による滞在型観光拠点との観光ルートを確立させるための、観光案内窓口としての機能を持った「森のえき」の建設と素波里園地の再整備などを行いました。

交通通信体系の充実においては、携帯電話不感集落の解消を図るため、移動通信用鉄塔の設置、都市部との情報通信基盤格差の是正を図るため全町に光ファイバの整備を実施

しました。また、児童生徒の通学路となっている藤琴二ツ井線の拡幅工事や橋梁長寿命化計画に基づく橋梁補修など、地域の安心安全な生活確保のための取組を行いました。

生活環境の充実を図るため、特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設・合併処理浄化槽の整備を行い住民生活の生活環境の向上に努めました。

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、働く子育て世代のための未満児保育園を整備しました。

教育振興では、社会体育の促進と充実を図るため清水岱公園野球場の改修をしたほか、食育の推進と安心安全で質の高い給食の提供を行なうため、老朽化した給食センターを新たに建設しました。

・現在の課題

これまでの過疎対策事業の積極的な実施により、社会基盤については一定の水準を確保しているものの、町全体として人口減少、少子高齢化に歯止めをかけることができない状況です。

人口減少、少子高齢化がより一層進むことは、集落などの地域の活力の低下、地域経済の衰退など様々な問題が懸念されます。

全国的に人口減少社会に直面する中で、本町の人口が増加に転じることは難しい状況にありますが、将来にわたり本町が持続的なまちづくりを進めていくうえでは、町民、地域、事業者、団体及び行政などが共通認識のもと危機感を持ち、喫緊の課題として人口減少を最小限に止める対策に取り組まなければなりません。

・今後の見通し

将来の人口推計を見ると、本町の人口は今後も減少していくことが予想されています。人口が恒常的に減少することを長期的な視点で考えた場合、経済面では町民の日常生活に必要な機能（小売店舗、医療機関など）が失われる可能性があります。日常生活に必要な機能が失われることは、人口流出をより一層加速させると考えられます。このため、町民、地域、事業者、団体など多様な主体と行政との協働によりまちづくりを進めていくとともに、より効率的・効果的な行財政運営に努める中で、まちづくり計画に基づき産業、交通通信、生活環境、保健・福祉、医療、教育、地域文化、集落の維持などの各種施策を展開することにより、人口減少を抑制し、本町への移住定住を促進する必要があります。

○社会経済的発展の方向の概要

町の経済は、豊かな自然資源を活用した農林業、世界自然遺産「白神山地」を核とした観光に支えられてきました。地域特性を最大限に生かすためには、今後も農林業、観光を基幹産業と位置づけ、多様な主体と行政が連携して社会経済情勢の変化に対応した産業の振興を推進していく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

○人口の推移と動向

本町の人口は国勢調査によると昭和35年の8,642人から平成27年には3,359人となっており、この55年の間に5,283人(61.1%)の減少となっています。

昭和40年～45年の13.4%をピークに人口減少率の鈍化がみられ、昭和55年～平成7年は5.0%前後で推移しておりました。しかしながら、平成12年以降減少率は上昇し続け、平成22年～平成27年には12.7%まで上昇しています。

年齢別増減率では、年少人口(0～14歳)は昭和35年から平成27年にかけて2,828人(91.3%)の減少となっています。生産年齢人口(15～64歳)は昭和35年から平成27年にかけて3,427人(67.8%)の減少となっています。

表1-1(1)によると、15歳～29歳の若年者比率は、昭和35年22.4%、昭和50年19.2%、平成2年12.5%、平成17年11.6%、平成27年7.6%となっており、65歳以上の高齢者比率は、昭和35年5.7%、昭和50年12.3%、平成2年21.4%、平成17年35.5%、平成27年43.6%と少子高齢化が急速に進んでいることを示しています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	1960年	1975年		1990年		2005年		2015年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,642	6,179	-28.5%	5,291	-14.4%	4,348	-17.8%	3,359	-22.7%
0歳～14歳	3,097	1,259	-59.3%	805	-36.1%	417	-48.2%	269	-35.5%
15歳～64歳	5,052	4,162	-17.6%	3,355	-19.4%	2,387	-28.9%	1,625	-31.9%
うち 15歳～ 29歳(a)	1932	1186	-38.6%	660	-44.4%	504	-23.6%	256	-49.2%
65歳以上 (b)	493	758	53.8%	1,131	49.2%	1,544	36.5%	1,465	-5.1%
(a)/総数 若年者比率	22.4%	19.2%	—	12.5%	—	11.6%	—	7.6%	—
(b)/総数 高齢者比率	5.7%	12.3%	—	21.4%	—	35.5%	—	43.6%	—

○将来人口の見通し

表1-1(2)の将来人口の推計値は、これまでの傾向が続くと仮定した場合の今後の見通しであり、これまでの総人口の推移と国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計結果を統合したものです。

これによると10年後の令和12年には2,138人で現在(令和3年3月住民基本台帳人口3,059人)より921人減で30.1%の減少率と推計され、令和22年には、現在の(3,059

人) の約 51.6%減の 1,482 人になると推計されています。

本町は自然減と社会減が重なって人口減少が進んでいます。特に“働く男性”の減少が著しく、高校卒業時(多くは就職時)に町外に出る傾向があります。魅力ある職場の不足から、若年層の流出に歯止めがかからない状況が続き、少子化や平均寿命の伸びに伴って高齢化が急速に進むことから、人口流出の抑制と交流人口の増加に重点を置いた施策を展開する必要があります。

表 1-1(2) 人口の今後の見通し(藤里町総合戦略・人口ビジョン)

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
0～14歳	1,109	942	805	619	523	417	344	269	211
15～64歳	3,881	3,673	3,355	3,062	2,710	2,387	1,997	1,625	1,439
65歳以上	847	1,001	1,131	1,343	1,475	1,544	1,507	1,465	1,500
総数	5,837	5,616	5,291	5,024	4,708	4,348	3,848	3,359	3,150

区分	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
0～14歳	172	134	101	78	59	46	36	28
15～64歳	1,000	823	647	498	378	280	213	171
65歳以上	1,343	1,181	1,048	906	770	651	537	423
総数	2,515	2,138	1,796	1,482	1,207	977	786	622

○産業の推移と今後の動向

藤里町はかつて太良鉱山の鉱業や森林鉄道を利用した林業により活気のある時代がありました。しかし、太良鉱山が昭和33年に閉山し、さらに町内に敷設されていた複数の森林鉄道も昭和38年の集中豪雨による被害のため全線が廃止され、以後、農業を中心とした第1次産業を主力産業としてきました。

減反政策や米価の下落など社会的な背景に加え、農業従事者の高齢化と後継者不足による生産体制の弱体化により、3次産業への移行が見られるとともに就業人口も減少しています。

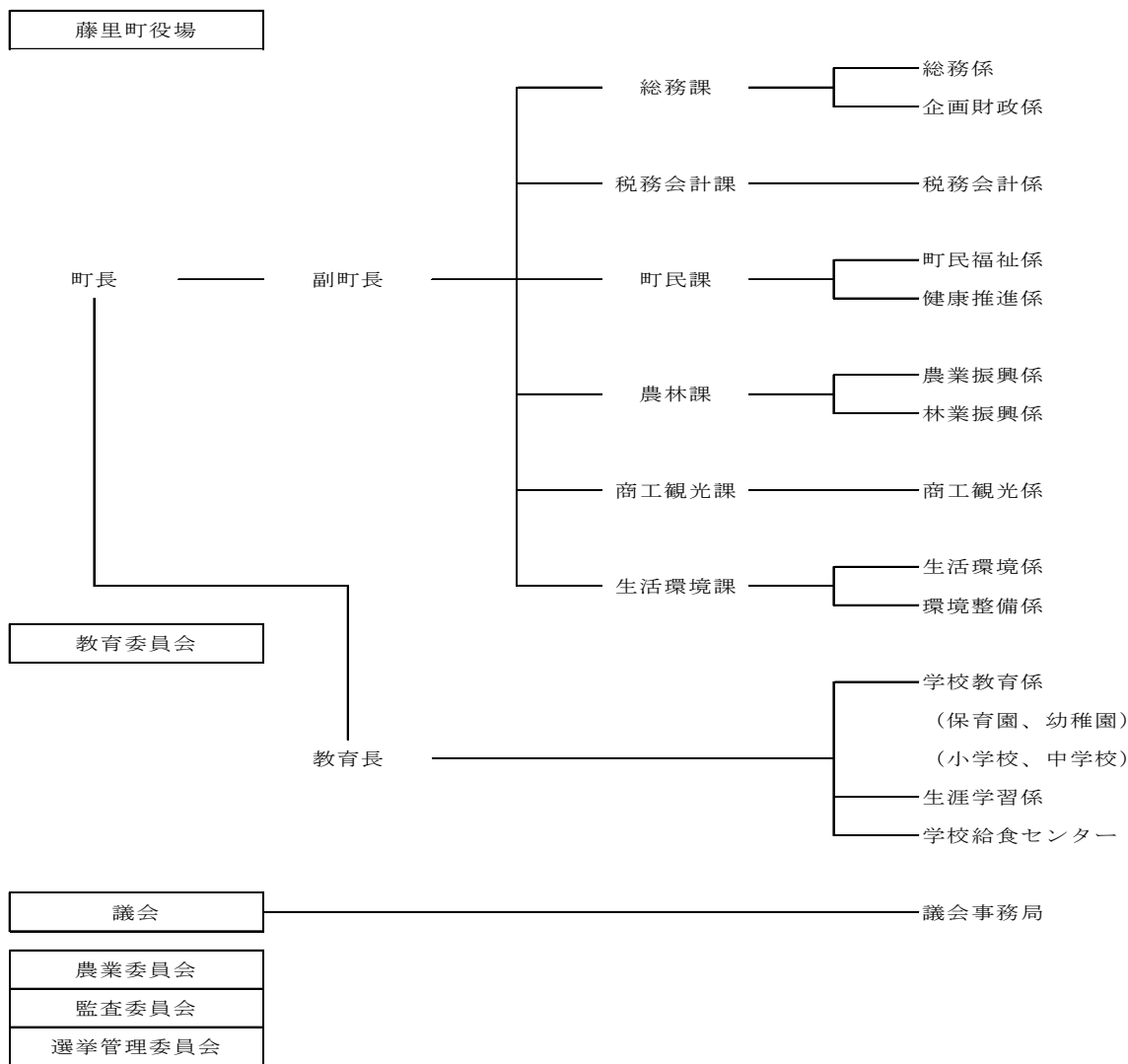
(3) 行財政の状況

○行政の状況

藤里町は平成15年4月に単独立町を表明してから17年が経過しました。これまでも「持続可能な町・ふじさと」を掲げ、様々な取組を行い町勢の発展と向上に努めてきましたが、さらに、人口減少・少子高齢化社会に対応した地域づくりが求められています。

町民の満足度を高めていくために開かれた行政を推進し、常に行政改革に取り組み、きめ細やかな町民サービスの展開と効率的な行政運営を行なっていきます。

令和3年4月1日現在の行政組織機構図は、次のとおりです。



次の事務については、一部事務組合を設置し共同で処理しています。

○広域消防（能代山本広域）	○救急医療（能代山本広域）
○可燃ごみ処理（能代山本広域）	○火葬処理（能代市二ツ井地区、藤里町）
○し尿処理施設（能代山本広域）	○介護認定審査（能代山本広域）

○財政の状況

令和元年度の決算における町税は 226,704 千円で、歳入全体の 6.3%にすぎず、地方交付税と地方債で約 60%を占めています。

今後は、国や県の経済、財政の悪化も懸念されますが、国・県等の支出金の有効な活用、交付税措置率の高い有利な地方債を活用するなど、依存財源に頼りながらも財政構造の転換を図り、地方税、使用料等の収納対策の強化により自主財源の増加を目指し、健全な

財政を維持するため、行財政改革に取り組んでいきます。

歳出に占める普通建設事業費は11.6%で、毎年度の起債額も多額になるため、過去の公共投資が財政を圧迫する要因となっています。令和元年度決算において、実質公債費比率が8.8%、公債費負担比率は11.4%となっています。

現在、経常経費の節減、補助金・扶助費の時代に対応した見直しを含めた点検や、公共施設等総合管理計画に基づく施設の適正管理に努めておりますが、今後も新たな行政課題や住民ニーズに対応した各種の地域づくり事業を計画的に実施し、効率的な行政組織の確立と安定した財政運営に努める必要があります。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	3,841,204	3,725,967	3,588,123
一 般 財 源	2,385,040	2,394,605	2,272,020
国 庫 支 出 金	534,876	214,584	236,541
都 道 府 県 支 出 金	169,518	263,044	183,567
地 方 債	327,155	404,140	200,676
うち過疎対策事業債	9,300	211,100	124,100
そ の 他	424,615	449,594	695,319
歳 出 総 額 B	3,607,282	3,561,517	3,468,138
義 務 的 経 費	1,284,668	1,130,104	1,139,738
投 資 的 経 費	812,410	685,872	404,129
うち普通建設事業	734,859	652,551	402,345
そ の 他	1,486,621	1,518,898	1,733,066
過 疎 対 策 事 業 費	23,583	226,643	191,205
歳入歳出差引額 C (A - B)	233,922	164,450	119,985
翌年度へ繰越すべき財源 D	117,446	21,772	45
実質収支 C - D	116,476	142,678	119,940
財 政 力 指 数	0.13	0.12	0.13
公 債 費 負 担 比 率	15.6	11.6	11.4
実 質 公 債 費 比 率	14.6	9.3	8.8
起 債 制 限 比 率	-	-	-
経 常 収 支 比 率	77.2	83.0	94.0
将 来 負 担 比 率	111.2	41.9	55.4
地 方 債 現 在 高	3,195,872	3,182,882	2,978,746

○施設整備の水準の現況と動向

公共施設の整備については、これまで過疎対策事業により着実に成果を挙げてきてい

ます。市町村道については、改良率で昭和55年度末の5.4%から令和元年度末の67.0%へ、舗装率では33.7%から60.5%へと改善されています。簡易水道等については、令和元年度末で普及率97.9%、水洗化率83.8%と高い加入率にあります。

今後も厳しい財政状況を見極めながら、町民の要望を踏まえつつ、地区内、地区間道路の整備等や生活環境の維持等の計画的な整備に努めます。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道	172,217	161,956	150,766	151,169	150,958
改 良 率 (%)	5.4	66.6	65.6	67.0	67.0
舗 装 率 (%)	33.7	53.5	58.3	60.4	60.5
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長	55.6	55.6	46.0	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	50,493	59,854
林野1ha当たり林道延長 (m)	2.5	4.5	8.1	—	—
水 道 普 及 率 (%)	67.7	76.5	88.6	92.1	97.9
水 洗 化 率 (%)	0.0	0.0	11.6	72.9	83.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷により地域産業を支える担い手不足など、過疎地域特有の問題を抱えており、これらの問題に対処するために、まちづくりの指針として「藤里町まちづくり計画」を策定し、まちづくりに取り組んできました。

そのため、「藤里町まちづくり計画」を本町の持続的発展の指針として併せて位置づけ、同様に「藤里町まちづくり計画」に掲げる基本構想を、藤里町の持続的発展の基本方針として位置づけ、これに基づき各種施策を進めていきます。

(基本構想)

『持続可能な町・ふじさと』

ビジョン1 ふれあいあふれる美しいまちづくり

ビジョン2 地域に根ざした基幹産業づくり

- ビジョン3 健やかで明るくやさしいまちづくり
- ビジョン4 教育文化・こころ豊かな未来を担う人づくり
- ビジョン5 高度情報技術を活用したまちづくり
- ビジョン6 まち・ひと・しごと総合戦略によるまちづくり
- ビジョン7 町民と行政が一つになってつくるまちづくり

若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷により地域産業を支える担い手不足の減少など、数多くの課題を抱えている一方、世界自然遺産に登録されている「白神山地」という自然環境に恵まれ、地域の活性化に向けた大きな潜在力と可能性を秘めています。

これからのまちづくりは、先人たちがこれまで築き上げた歴史、伝統、文化を継承し、それを魅力ある資源として活かしながら、町民と行政の協働によって、次の世代へと繋ぐまちづくりを進めていく必要があります。

このため、今後の過疎対策についても、藤里町まちづくり計画における将来像及び基本方針を共通の柱とし、「持続可能な町・ふじさと」の実現を目指します。

ここで、過疎計画における基本理念、本町が地域の自立に向けて重点的に取り組むビジョンを示します。

●ビジョン1 ふれあいあふれる美しいまちづくり

<プロジェクト1> 道路交通網の整備

道路は人や物の流れをよりスムーズにし、町全体の活力を高める大切な役割を担っています。

このような中で、藤里町の持つ豊かな自然と景観に配慮し、主要な生活圏道路である県道の整備を積極的に要請していくとともに、町民の要望を踏まえつつ、地区内、地区間道路の計画的な整備と「藤里町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく整備に取り組んでいく必要があります。

<プロジェクト2> 生活環境の整備

世界自然遺産白神山地の麓にあって、最も川上に位置する町として、河川や水路の清らかな水を保全することは町の責務であり、後世に引き継いでいかなければなりません。

快適な町民生活を確保し、産業・文化活動等の活性化を進めるにあたり、基盤となる生活環境の整備は不可欠であることから、より住みよい地域の実現を目指し、計画的な施設整備と様々な施策の実施による町民の生活環境の向上に努めます。

<プロジェクト3> 消防・防災

能代山本広域市町村圏組合による広域的な防災体制と連携し、消防救急車両の整備・更

新や防災無線による災害情報の迅速な町全域周知、災害時に対応するための物資・資材の備蓄に努めるとともに、洪水・土砂災害ハザードマップによる自助・共助意識の向上啓発活動など、消防防災体制の充実と強化に努めます。

●ビジョン2 地域に根ざした基幹産業づくり

＜プロジェクト4＞ 産業の振興

活力あるまちづくりを実現するためには、従来の農林業、商工業、観光、サービス業などに新たな付加価値を付け、地域に根ざした基幹産業の育成を進めます。

また、地場製品の加工・商品化への支援やブランド化を推進し、雇用促進と所得向上を図ります。

●ビジョン3 健やかで明るくやさしいまちづくり

＜プロジェクト5＞ 保健・医療・福祉

健康は、私たちの大きな財産です。この財産を守るため健康管理は大切な条件です。

データヘルス計画に基づいた保健事業の実施と医療体制やスポーツ、レクリエーション環境の充実を図り、町民自らが自分の健康は自分で守る意識を持ち、健康に対する関心をさらに高めていくような環境づくりを推進します。

●ビジョン4 教育文化・こころ豊かな未来を担う人づくり

＜プロジェクト6＞ 教育文化

町の将来を担う青少年が健全に育っていくことは町民全ての願いであります。

また、今後の地域づくりのためにも、青少年の健全育成は非常に重要な役割を果たします。

このため、藤里町は恵まれた自然資源、環境を活かしたふるさと教育を推進し、豊かな創造性と郷土愛に満ちた子どもたちを育成します。さらには、多くの町民が生涯スポーツを楽しめるよう環境づくりを推進します。

＜プロジェクト7＞ 地域づくり

人の繋がりが希薄化する時代にあって、支え合って生きていくことが大切になっていきます。

このため、子どもからお年寄りまでいつでも自由に学ぶことができる地域づくりが必要なことから、いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり、生涯学習やコミュニティづくりを推進します。

●ビジョン5 高度情報技術を活用するまちづくり

＜プロジェクト8＞ 高度情報技術の活用

藤里町内の居住域では携帯電話がほぼ使用可能となっています。

高度情報化社会において、インターネットの活用は様々な情報を知り得る身近な手段となっています。各公共施設の内外にて、町の最新情報や防災情報をアクセスできるシステムの構築をすすめることにより、住民生活に必要な行政情報や災害時における緊急情報の量と質の向上に努めます。

また、町の最新情報の発信を速やかにするため、ウェブサイトを中心とした発信力を強化することで暮らしを豊かにし、コミュニケーションを活発化させる場と人づくりに努めます。

●ビジョン6 まち・ひと・しごと総合戦略によるまちづくり

<プロジェクト9> 藤里に住み、働く若者を増やす

人口減少の最も大きな要因は、高度成長期の都市部への産業集積など一方的な人口流出を生む社会構造にあります。これは昭和30年以降、若者が就職で町外に流出し続けてきたことで明らかです。町内での経済循環は流出傾向となり、町の産業は衰退し、町内で働こうとする有為な人材の受け皿も減り、意欲ある者も流出するという悪循環にあります。

この悪循環から抜け出すには、定住を可能とするしごとを創出しなければなりません。そのためには、町の基幹である農林業を軸とした強みを磨きつつ、新たな価値を付加するチャレンジが必要となります。新たな価値を生み出すには、地元人材が多様な専門家と結びつき、柔軟で軸ある最適戦略を進める必要があります。

また藤里町には大きな企業や事業所はありません。藤里町に暮らしながら「しごと」の希望をかなえるため、企業誘致に取り組むとともに、近隣市町村企業との連携を図り雇用の場の促進を図ります。

併せて小規模の小売店や飲食店等の起業等を支援するほか若者、女性、高齢者、障がいのある人など多様な立場の人が活躍できる「しごと」の場の創出を図ります。

<プロジェクト10> 移住者を増やす

将来的に人口の減少を食い止め、安定持続するには外からの移住による人口増が不可欠な状況となっています。しかし、誰でも良いということではなく、藤里の暮らしに共感し、共につくり上げていく方々に移住してもらう必要があります。

そのためには、「誰が」というターゲットを明確にし、ライフステージに応じた的確な移住者を増やす取組を講じていきます。

また、出身者を中心とした交流を活発にし、繋がりを太くする様々な事業に取り組み定住に繋がります。町の魅力を高め、発信することにより「いつか訪れたい」、「また訪れたい」、「住んでみたい」と思われるようなまちづくりを進め、新しいひとの流れをつくり出します。

<プロジェクト11> 出生率を増やす

外からいくら移住をしてもらっても、藤里に住む人が子どもを産み、育てていくことがなければ、人口の安定的な維持は望めません。現在藤里に住んでいる人もこれから移住してくる人にとっても、不安なく子育てができる環境を整え、子どもを産み育てたくなるまちづくりを進めます。

子育ての段階に応じた経済的な負担を解消し、子どもを産み育てたくなるような環境を整えるとともに、家庭や地域を取り巻く環境の変化や時代の変化に対応した子育て世代のワーク・ライフ・バランスを実現させながら、まち全体で子育てを応援し、地域で安心して子育てできる総合的な支援体制の充実を図ります。

<プロジェクト12> 藤里に住み続けたい人を増やす

「藤里町に住み、働く若者を増やす」「移住者を増やす」「出生率を増やす」プロジェクトの実現のために、その基礎として、藤里に住んでいる人がいつまでも健康で、安心して暮らし続けられる環境をつくとともに、地域の活力を高め、住民相互の助け合いや住民同士の繋がりを高める取組を促進します。

●ビジョン7 町民と行政が一つになってつくるまちづくり

<プロジェクト13> 町民参加によるまちづくり

単独立町を宣言した藤里町は「ともに考え、ともに歩む」を掲げ、藤里町独自のまちづくりを進めています。町民の声を聴き、共に分かち合いながら、さまざまな分野で町民が自主的・主体的に参加・参画する意識を高め、町民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

また、ボランティア団体など各種団体の連携や相互協力を支援し、町民の自主的活動を促進・支援します。

<プロジェクト14> 効率的で自立した行財政運営

人口減少・少子高齢化社会に対応した地域づくりが求められています。

町民の満足度を高めていくため町民に開かれた行政を推進し、常に行政改革に取り組み、きめ細やかな町民サービスの展開と効率的な行政運営に努めます。

財政運営は安定的な自主財源の確保に努めるとともに、国・県補助金の確保や地方債の計画的かつ効率的な運用を推進し、長期的な展望に立った財政運営に努めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

①人口に関する目標

令和3年3月に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生藤里町総合戦略」において設定した「目指すべき将来人口」令和22年(2040年)に2,000人、令和42年(2060年)

に1,200人を目指すことを持続的発展のための基本目標とします。

目 標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
人口	3,150人	2,654人

②財政力に関する目標

目 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
経常収支比率	94.0%	87.5%
実質公債費比率	9.4%	12.3%

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

（5）地域の持続的発展のための基本目標における①人口に関する目標は「第2期まち・ひと・しごと創生藤里町総合戦略」において「目指すべき将来人口」として設定されております。総合戦略では町長を本部長とする「藤里町持続可能な町づくり戦略本部」が中心となりPDCAサイクルを構築し、毎年度、実施状況の定量的な把握と数値目標の達成状況を踏まえ、施策の効果を定期的に検証しており、その検証結果を本計画の評価とします。また、検証結果を活用し、毎年度ローリング方式により計画の見直しを行います。

（7）計画期間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

藤里町公共施設等総合管理計画は、本町の最上位計画である「藤里町まちづくり計画」を下支えする計画であり、「藤里町行政改革大綱」、「まち・ひと・しごと創生藤里町総合戦略」等と連携した公共施設に関わる取組に対しての横断的な指針を示すものです。

藤里町過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合します。

下記に藤里町公共施設等総合管理計画に記載されている公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示します。

○点検、診断等の実施方針

建物等については、使い方や環境および経年劣化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行等について、日常・定期点検を行います。インフラ施設については、インフラ長寿命化基本計画（個別計画を含む）等、国から示される技術基準等に準拠し、適正に点検・診断等を実施します。点検結果は本計画の見直しや施設の維持管理、修繕、更新方針の決定に活用していきます。

○維持管理、修繕、更新等の実施方針

適正な維持管理・修繕を行うことにより、予防保全に努め、更新に至るまでの費用の削減を図るとともに、指定管理者制度、民間委託など官民が連携して公共サービスの提供を行う取組であるPPPや、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うPFIなどの活用による、効率化やサービス向上についても検討していきます。また、更新にあたっては、地域の実情、利用実態ならびに利用見込み等を総合的に判断し、適正規模での更新となるよう努めます。

○安全性確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、安全確保のための改修を実施するか、改修をせずに供用廃止するか総合的な視点に立って判断します。高度の危険が認められた場合は、すみやかに使用停止等の措置を講じます。

○耐震化の実施方針

公共施設等の多くは、災害時における指定避難所・指定緊急避難場所として活用されることから、公共施設のうち特定建築物の耐震化は『藤里町耐震改修促進計画』に基づき推進しますが、それ以外の旧耐震基準により建築された公共施設については、耐震補強工事には多額の費用を要することから、利用状況や使用可能年数及び費用対効果を検討し、慎重に進めていきます。

○長寿命化の実施方針

集中的な大規模改修や更新等による大きな財政負担は、今後の厳しい財政状況下では非常に困難となっていきます。そのため、壊れてから修繕するのではなく、点検・診断等の実施により計画的に予防修繕を行うことにより、施設の長寿命化を図り、改修コストの低減、平準化を図ります。

○統合や廃止の推進方針

施設設置の経緯や地域性などを踏まえ、将来的な必要性を見極めたうえで適正な配置・規模となるように見直しを行います。

利用頻度の低い施設や社会情勢や行政サービス需要の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転等で発生した空き施設は、他用途への転用、地域や民間事業者等への貸与、貸付、売却も含め、機能やあり方の検討を行います。

また、複合化・多機能化を図ることができる施設、設備等の共有が可能な施設などについては、積極的な機能統合を推進します。

○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

従来型の「壊れたから直す」や「古くなったから建て替える」の対処療法的な考えから脱却し、予防保全の視点から必要な施設には、計画的な維持管理を行うことで事業に係る資金需要や事務作業等の平準化を図っていきます。

「藤里町まちづくり計画」を本計画の実施の前提とすることで、所管部署をはじめとして企画部門、財政（予算）部門を含め全庁的に情報共有し、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するための体制を構築します。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

若者の町外流出抑制を図るとともに、関係人口の創出及び移住者の増加を図ります。

出身者を中心に、交流を深め、Uターンの促進に取り組むとともに、田舎暮らしを希望する首都圏等の若者・家族に届くような発信に取り組み、藤里ファンをつくり、人の交流を深めることでIターンに繋げていきます。

さらに、個人のふるさと納税や企業版ふるさと納税への寄付を通じた藤里を応援したい人を増やし、そこから「いつか訪れたい」、「また訪れたい」、「住んでみたい」となるよう、「交流から移住へ」と繋げていきます。

移住したくなるまちになるために、藤里町の良さを生かしながら、町をリノベーションしていく取組を多くの町民が関わる中で進めます。また、空き家の再生と空き家バンク制度の充実に取り組むとともに、若い世代向けの住環境の整備に努め定住促進に繋がります。

また、観光からお試し移住までを繋ぐワーケーション等に取り組む、藤里町の豊かな自然の中で場所を変えながら、仕事・自分・家族と向き合う場を創出し、観光・ブレッジャー・ワーケーション・お試し移住・移住まで段階的に体験できる環境を整えるなど、移住までのハードルを下げる取組を行います。

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

本町の人口は加速度を増しながら減少を続けています。平成2年に5,291人だった人口が、平成27年には3,359人となっており、25年の間に6割に減少しています。住民基本台帳では令和2年4月に3,150人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年には現在の人口のおよそ半分程度の1,482人にまで減少する予想となっています。

人口減少の要因としては、自然減と社会減の2つの側面があり、自然減については、死亡数は年間で70人前後と概ね横ばいで推移しているものの、出生数が漸減していることから自然減が大きくなる傾向となっており、令和元年には78人の自然減となっています。合計特殊出生率も、減少傾向にあり、近年は1人台前半になっています（平成30年において1.37）。社会減については、転出が転入を常に上回っていることから社会減は続いて

いる状況となっており令和元年には17人の社会減となっているものの、社会増減については景気動向にも影響を受けるため、年によって大きく変動しています。転出の大半は婚姻や就学・就職に伴う若年層の人口流出が社会減に影響を及ぼしていると推測され、移住施策はもとより若年層の転出抑制対策が重要となっています。

一方で、近年、頻発する大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症による安心安全に対する意識の高まり、情報通信技術の急速な発展、働き方・ライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化に伴い地方移住への関心が高まっています。

これまでも、人口減少対策の一環として、若者や子育て世代に向けた移住定住支援事業や子育て支援事業を行ってきましたが、引き続きニーズに即した事業の取組や制度の見直しなどを行い長期視点に立った取組の推進が必要であります。

②地域間交流

本町は、世界自然遺産白神山地をはじめとする希少な自然のほか、史跡、温泉、民俗芸能など豊富な資源に恵まれています。これまで行ってきた都市農村交流を軸に観光・農業・交流移住など関連分野の連携により、都市住民と農村との交流を活発化させ集落の活性化を図るほか、新たな知見を取り込み、地域資源を活用したエコ・グリーンツーリズム等の更なる促進を図る必要があります。

また、ワーケーションや二拠点居住といった需要に対応できるよう体制を整える必要があります。

③人材育成

少子高齢化が進む中、本町の高齢化率は年々上昇し、令和3年4月1日現在で48.4%となっています。

また、各集落では地域行事や課題解決に取り組む担い手の不足が問題となっており、担い手となりうる人材の育成及び確保が喫緊の課題となっています。さらに農業については、担い手の高齢化と後継者不在により就農者が減少し耕作放棄地が増加しているほか、商工業においても後継者不在の状況が続き廃業等が増えてきています。

このように様々な分野での担い手・後継者不足の課題に対応するため、多様な人材が定着し活躍できるよう、担い手の経営体質の強化や育成・発展などを図るとともに、新規就業者の確保・育成や地域の担い手の育成、働きやすい環境づくりや多様な人材の受入など、快適で安心安全に暮らせる環境づくりを推進する必要があります。

また、条件不利地域においても、将来の地域社会を担う子どもたちが、等しく教育を受ける機会を確保できるよう、ICTの活用や遠隔授業・遠隔交流を推進するとともに、地元への誇りと愛着を育む取組を進める必要があります。

(2) その対策

①移住・定住

人口流出を防ぎ、若い世代やU I ターン希望者の本町への移住・定住を促進するため、住宅対策、通勤・通学対策、医療福祉対策、子育て環境の整備、起業・就業支援及び結婚支援など、定住促進に関する環境づくりを総合的に推進していきます。

また、情報発信機能の充実・強化を図り、積極的に移住・定住促進事業の取組を周知していきます。

②地域間交流

世界自然遺産を活かした滞在・体験型の交流体験メニュー及び旅行商品の新規開発に取り組み、地元資源を活用した交流促進に努めます。また、地域の情報発信の強化、地域のイベントや交流事業の充実、ワーケーションなど、地域間交流の環境整備に努め関係人口の増加に努めます。

教育環境においても県外他地域との交流をとおして地元を振り返る機会とし、地元愛の醸成を図るとともに他地域との交流機会の創出を図ります。

③人材育成

人材の育成強化や人材の交流、外部人材の積極的な活用といった取組により人材の確保を行っていきます。

外部人材の活用の面では、現在活用している地域おこし協力隊のほか、集落支援員などの制度の活用も検討していきます。

また、農業次世代人材投資事業など助成事業などを行い、新規就農者の確保、育成に取り組みます。

さらに将来の担い手を育成するため、藤里町の先人の暮らしの知恵や郷土の歴史、文化を知る機会や体験を後世に受け継ぐ取組を推進し、藤里町への愛着や誇りを醸成する取組を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住 (2) 地域間交流 (3) 人材育成	定住化促進住宅整備事業	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>移住定住支援事業</p> <p>①事業の必要性 若い世代及び移住者の住宅を確保し、人口流出の抑制と定住人口の増加を図るため。</p> <p>②事業内容 住宅の新築、購入及び空き家バンクに登録されている家屋の改修・取得に要した費用の一部を助成する。</p> <p>③事業効果 若い世代の町外への流出を抑制するとともに本町への移住を決める動機付けとなり、定住化人口の増加が図られる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	町	補助金
	(5) その他			

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

3. 産業の振興

脆弱化した生産体制の強化や、複合経営の推進による所得向上を図り、若年者が農・林業を職業として選択し、安心して作業に従事できるような魅力ある農林業の確立を目指します。

世界自然遺産の麓らしい森林資源の保全と理解促進に取り組み、林業基盤の整備や経営の改善による林家の安定した就労の場と所得向上に努めます。

日本に数少ない希少かつ豊かな自然が育む生産物、加工品が本町の地場産業品の強みとなっています。農商工観福連携による新たな地場製品の開発や、地場製品の品質の確保、選ばれる商品となるため「白神山地ふじさと」ブランディングに取り組み、地域で持続可能なしごとづくりを目指します。

町の中心部の商店街の振興を図り、地元住民が利用しやすい環境を整備するとともに、地域波及効果を意識した体験と物語を意識した特産品の開発及び販売により観光客からの収益拡大を目指します。

既存の観光資源のみならず、広く地域の産業・文化・風土等独特の素材を活かした滞在型体験型メニューの充実、従来の通過型観光地からの脱却を図り、滞在型観光地としての地位確立を目指します。加えてツーリズム事業の着地型商品の企画販売力を高めることで、好不況の波に影響されにくい観光地を整えます。

また、産業の振興を図るために、秋田県、他市町村や秋田白神ガイド協会、あきた白神ツーリズムなどの白神山地関連機関等と連携していきます。

(1) 現況と問題点

①農林水産業の振興

○農業

稲作に偏らない複合経営を推進してきましたが、農業就業人口の減少や高齢化の進行に加え、資材費の高騰や経済情勢により複合経営が思うように進んでいません。

基幹産業である農業の振興が必要ですが、山間部では遊休農地が増加し、生産体制が脆弱化しています。地縁による利用権設定が多い背景や、高齢化、担い手不足による離農が進行してきた結果、本町の農地は、同地区内での分散・錯綜が多く見られます。農地が分散錯圃されると水管理や除草作業が非効率的な状況となり、一体的な農地管理に支障が出てくるのが考えられます。

主食用米生産編重からの脱却と耕作放棄地発生防止を図るため、産地交付金を活用しながら藤里町農業再生協議会が設定する地域振興作物の生産拡大を図り、町単独事業として複合経営推進助成事業を実施し、転作の本作化を進めながら、経営規模の拡大誘導と農用地保全の負担軽減を図ってきました。しかしながら、主食用米の消費低迷などの影響を受けて、食糧需要が大きく変容しており、主食用米生産編重からの脱却を図ることが最重要課題となっています。

○林業

本町の林野面積は、秋田県林業統計によると 25,264ha で、その内訳は国有林が 18,237ha (72.2%)、公有林 3,176ha (12.6%)、私有林 3,851ha (15.2%) です。民有林 7,027ha のうち、スギを主体にした人工林面積は 4,514ha あり、人工林率が 64%で、秋田県の平均である 58%より高くなっています。

また、林家戸数 (1ha 以上) は 201 戸で、林業就業人口は国有林を含めて、昭和 60 年 228 人、平成 7 年 126 人、平成 12 年 82 人、平成 20 年 64 人、平成 26 年 43 人、令和元年 35 人と減少を続けています。森林事業所の廃止や林家の後継者不足により今後の山の保全が懸念されています。

○水産業

本町の水産業は、粕毛川、藤琴川に棲息するアユ、ヤマメ、イワナなどの溪流釣りによる遊漁レクリエーションを主としています。

内水面漁業では、遊漁観光誘客のための稚魚の放流を行っており、アユ漁と観光を結び付けようとしています。

②地場産業の振興

世界自然遺産「白神山地」という全国的に知名度があるものの、一般的に特徴がわかりにくい自然遺産であること、崩れやすい地質のため数年おきにアクセス道がダメージを受け、安定的なツアー催行が難しい点、冬期に主要スポットへのアクセスができない点などの課題があります。

以上のような複合的課題もあり、商品自体が普及していない現状を打破するためには、農業・商工業・観光業等が一体となり、意欲的な産業や起業家との連携により課題突破に向けた新たな需要を生み出すことで、グローバルな視点を持つローカル産業の創出と地域波及効果の重点化を図ることが必要です。

③企業の誘致対策

若者の流出を防ぐためにも町内、通勤可能な近隣市町に雇用の場を確保することは重要であります。

本町における企業誘致の取組は、進出企業に対する税の減免措置や空き土地・施設の情報提供及び町有土地や施設の積極的な貸付等を行ってきました。しかし、狭隘な土地が多く広い平地が確保しにくいことや雇用人材の不足等のため誘致実績は少数です。

コロナ禍がもたらした新たな働き方は、「世界自然遺産白神山地」の価値を深め、企業のサテライトオフィスやワーケーションなどにつながる可能性が多いにあります。人と自然とが共生する環境に共感し、環境に配慮する企業等の誘致に新たな活路を求めています。

④起業の促進

藤里町商工会の調べによると、町の小売店・飲食店は、平成8年に55店舗あったものが25年間で大幅に減少しており、さらに、この25年間の新規起業件数は僅かとなっています。また、小規模の小売店が多く、人口減少により毎年5%の割合で消費力が落ち込む中で、経営者の高齢化や後継者が減少しているなど経営上の課題も多く抱えています。

地域経済の活性化や雇用の受け皿の確保、地域の持続的な発展には、はたらく場づくりは重要な課題です。起業支援、そして起業後の変化を乗り越える人材支援が必要となっています。

⑤商工業の振興

町の中心部の商店街は、個人経営による小売店舗がほとんどであり、経営者の高齢化が進み後継者がいない状況です。

町内店舗減、商店の販売商品の減の一方で、近隣の能代市や北秋田市、大館市の大規模小売店舗の出店やコンビニエンスストアの出店拡大によって、生活用品購入へのアクセス距離が伸び、地域で完結する暮らしに綻びがでています。町外への購買力の流出が続き、廃業も増えるスパイラルが見られます。ネット通販の伸長により、移動せずとも都会と変わらない物品を購入できる状況にあるものの、商業の本質的には、地元商店の売り上げ減少が商品の品ぞろえに制約をもたらし、顧客視点として地域の購入意欲を一層低下させてきました。地域を買い支えるという意識改革も必要となっています。

⑥観光又はレクリエーション

○環境教育の場づくり

平成5年の白神山地世界自然遺産登録以来、当町にある世界遺産センター（藤里館）を拠点に、環境教育の拠点となるべく整備とプログラムづくりを進めてきました。

アフターコロナ後に想定される自然との共生を知る場として、当町のさらなる重要さは増えています。SDG'sやESGなどこれからの社会が目指す目標を学び、森好きが育つ場所とすべく、フィールド整備やインタープリターなどの人材育成が必要です。

○素波里園地の再生

県と市町村との未来づくり協働プログラムにより、素波里園地の再整備が行われ、令和2年度には県による自然公園センターのワーケーション施設も整備されています。

懸案されていた森林基幹道米代線の全線開通により、これまで点的に紹介してきた観光スポットを観光ルートとして案内できるようになり、健康保養基地と岳岱自然観察教育林、素波里園地と健康保養基地など、これまで迂回を強いられてきた道路の連絡が円滑になりました。

課題は園地に冬期アクセスができない点にあります。現状はアウトドア需要や冬期キ

キャンプ需要も見え始めており、課題突破にむけた新たな発想と実行にむけて取組を進めています。

○着地型滞在観光地の確立

本町は、世界自然遺産白神山地をはじめとする希少な自然遺産のほか、史跡、温泉、民俗芸能など豊富な資源に恵まれています。滞在時間の短い観光客の割合が大きいのが特徴です。

目指すべき着地型滞在観光の地位を確立するためには、民泊型・体験型など旅行者が求める多様な形態への対応、里山の歴史風土を感じられるプログラムなど、アフターコロナ後の観光需要に即応しながら、森との関わりを再認識できる場所という独自性も伝える必要があります。

課題を打開するためには、秋田白神ガイド協会や町のツーリズム協議会など主要団体が連携し、収益確保のための体制構築が求められます。

新たな観光資源の発掘、観光資源をガイドする案内人の育成や町民意識の醸成による受入体勢の充実、付加価値高い新たな地域ブランドの創出等を通じて観光基盤の整備を引き続き進めるとともに、伸びしろのあるエコ・グリーンツーリズム体験の商品造成や着地型販売の強化が求められています。

また、遺産登録から30年となり、その登録当初、滞在型観光の拠点として整備した健康保養基地、登山者や散策者のためのトイレ等は、整備後年数が経過しており老朽化が進んでいるため、景観上や安全面などから必要箇所の修繕や改修の必要があります。また、来訪者が当地に求めるものが変化しており、新たな時代に対応したサービスの提供が必要な段階となっています。

○白神山地を取り巻く関係市町村等との連携

令和元年に設立されたあきた白神ツーリズム（DMO）を軸とした、インバウンドをターゲットとした広域展開は、これまで以上にスピード感とマーケティングを意識した事業展開を目指しています。令和3年に新たに世界文化遺産登録が決定した北海道北東北の縄文遺跡群との連携など複合遺産級のプロモーションも可能な機会が到来しています。

能代山本3市町と青森県の西目屋村をはじめとする4市町村で構成する環白神エコツーリズム推進協議会は、近年事務局を当町に固定し、秋田県青森県の枠組みを超えて、一つの白神を体現すべく新たに事業を進めています。エコツーリズムの推進のみならず、全国的なSDG'sの学びの場としての白神山地を目指しています。

⑦産業の振興

藤里町は消費地までの距離の遠さや雪が多いことなど、条件が不利な面が多く、地域間競争に弱みがあります。優れた自然環境を十分に生かした産業を創出できるよう、町内企

業、町外企業が新規事業にトライできるような取組が必要となっています。

(2) その対策

①農林水産業の振興

○農業

農業生産基盤の整備及び農地の集積・集約を進め、地域の特性を活かした付加価値の高い農業を推進するとともに、担い手の育成・確保、農地の有効利用、農業用施設の保全に努めます。加えて、農業者による複合経営の取組や地域ぐるみの農村環境整備など、農家・農村活動に対し幅広く支援し、脆弱化した生産体制の強化や、複合経営の推進による所得向上を図り、若年者が農業を職業として選択し、安心して作業に従事できるような魅力ある農業の確立を目指します。

また、農商工観連携により、地場製品の加工・商品化への支援やブランド化及び販路拡大を推進し、雇用促進と所得向上を図ります。

複合経営推進助成の内容を見直し、主食用米から飼料用米への転換を推進するため、価格差を圧縮する助成を新たに追加し、農用地の活用を適正に実施することで地域農業の維持発展を図っていきます。

(参考) 町振興作物 山ウド、アスパラガス、ネギ、キャベツ、小ナス、マイタケ、
山菜類、りんどう

土地利用型作物 大豆、ソバ

○林業

適期保育作業（下刈、除伐、枝打、間伐）の励行に努め、水源のかん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収など森林が持つ多面的な機能の継続的発揮を促すと共に、地場産材の生産・供給を推進し、森林を適正に管理できるよう、林道・作業道などの整備や森林境界の明確化に取り組むほか、高性能林業機械の導入支援を行い、林業生産の効率化による安定した林業経営の確立に努めます。

清水岱地区里山林に整備した炭焼き体験施設を活用し、観光と林業体験を連携させた自然環境保護、森林環境教育を実施するとともに、気軽に木にふれられる場・機会の創出を図り、木に親しめるまちづくりを進めます。

木の駅事業の展開により、森林を良好な状態に整備し、間伐等で林内に放置された未利用材を有効活用することで、林業への就業促進と林家の所得向上を図ります。

○水産業

アユの棲息のために、県や漁業組合と一体となって放流事業の継続に努め、溪流釣りなどの遊漁レクリエーションに取り組み、観光と結びつけた水産業の拡大を図ります。

②地場産業の振興

内発型の起業を進め、起業に対する優遇制度の充実を図るなど、町内雇用の増大と定住促進に努めます。加えて、エリア自体の白神山地ブランディングを進め、農商工観福連携による地場産品の「白神ブランド化」による販売力を強め、町民所得の向上、雇用の場の確保などに繋がります。

③企業の誘致対策

引き続き、工場誘致等奨励金の充実や未利用地・施設の情報提供及び立地企業のニーズに対応した柔軟な相談・支援に取り組み、企業が進出しやすい環境整備に努めるとともに、「世界自然遺産白神山地」を有する町としての特徴を生かした、誘致のメリットなどを企業に対し発信していきます。

なお、大規模企業の誘致に対しての雇用人材の確保は難しいと考えられることから、小・中規模の企業の誘致及び本社機能の一部機能移転等の誘致にも取り組んでいきます。

また、新たな生活様式に対応した、企業のテレワークの取組が増加していることから、サテライトオフィスやワーケーションに対応した環境整備や活用促進を行い、関係人口の創出にも取り組んでいきます。

④起業の促進

国・県、商工会などと連携した、起業に必要な知識等の習得支援、起業時の経費への助成と相談支援、起業後の相談等サポートできる仕組みの整備及び支援制度の拡充に取り組めます。

また、地域おこし協力隊や起業意欲のある首都圏等の人材の受け入れも促進し、地域コミュニティとの関係構築など、助成金だけではない様々な人的サポートの充実を図るとともに、町内女性や若者の地域課題の解決に寄与する新たな事業の立ち上げも支援し、起業への意欲の醸成に繋がります。

⑤商工業の振興

各店舗の魅力向上を図り、商店街の活性化に資する事業を進めることで町内における消費拡大を再促進します。

また、町商工会が担う各種事業への助成や、町民のみならず、観光入れ込み者の町内商店での消費促進を図り、町中心部にコンパクトにまとまる生活エリアの活性化を目指します。「白神山地」の名称を使用する商品や製品の開発、販路の拡大を支援し、自助による収益確保を目指します。

⑥観光又はレクリエーション

○素波里園地の再生

県と市町村との未来づくり協働プログラムにより、素波里園地の再生整備を行い、大型遊具の設置や自然観察路の整備を行いました。また、令和2年度には県事業により、自然公園センター内にワーケーション施設が整備されました。

園地の滞在時間を延ばすための改善点としては、引き続きフィールドの段階的アップデート、体験プログラムの造成や、冬期閉鎖になる弱みの改善が必要です。

○着地型滞在観光地の確立

本町観光の最大の課題である滞在型観光の実現を図るため、岳岱自然観察教育林に加えた散策コースとして、田苗代湿原コースの周遊化や平成25年の自然災害で被害を受けた大良峡コースの再創造も検討しています。

横倉コースや白神山地方向を眺望できる高山コースなど、視界の開けた登山道の整備や新たな気づきを誘発するアクティビティなど、冬期の奥山への道路閉鎖を受けにくいコースの検討も必要です。

景勝地や祭事といった従来の観光資源のほか、農林業体験を中心とした地域の文化・風土・暮らしを活用しながら交流型・体験型観光プログラムの構築や宿泊施設の質の向上も必要です。また、既存の観光資源及び農村環境を活かした観光プログラムとあわせて、戦略的なセールス活動と情報発信ができる人材活用も視野に入れた体制の構築も目指します。

エリアブランディングを進めて、総合的なブランドアップを図り、本町の魅力を最大限引き出した「白神産地ふじさとブランド」の確立と浸透を目指します。

近年、本町では「白神ラム」や「白神りんどう」などの特産農畜産物の生産とブランド化を進めてきたところであり、今後も生産拡大に対する支援や高品質化による地域ブランドとしての確立・強化を図ります。

また、生産品だけでなく、地域食材を利用した特産品やメニュー開発並びに加工・商品化に向けた取組を支援し、町内外に向けた積極的な情報発信と販路拡大を進め、地域特性を活かした滞在型・体験型観光のメニューの開発に取り組みます。

○白神山地を取り巻く関係市町村等との連携

環白神エコツーリズム推進協議会は秋田青森に分かれる世界自然遺産を一つにまとめ、旅行者が求める広域的イメージ戦略の策定と実行など、構成市町村と協議し、国県関係機関と調整し、具体化に向け着実に取り組んでいきます。

⑦産業の振興

過疎地域内の産業の振興を図るため、一定の事業用資産を取得又は制作若しくは建設

した製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等について、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づき、固定資産税を免除することで、新たな産業立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高めていきます。

併せて、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業、情報サービス業等の町内の中小企業が受けた融資に係る利子について、自己負担となる利子を助成し、事業経営の安定化を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業 水産業			
	(2) 漁港施設			
	(3) 経営近代化施設 農業 林業 水産業			
	(4) 地場産業の振興 技能修得施設 試験研究施設 生産施設 加工施設 流通販売施設			
	(5) 企業誘致			
	(6) 起業の促進			
	(7) 商業			

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(8) 情報通信産業			
	(9) 観光又はレクリエーション			
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>農用地活用適正化助成事業</p> <p>①事業の必要性 水稲・畑作栽培の経営面積拡大を誘導し、耕作放棄地発生防止、生産拡大を図ってきた。しかしながら、主食用米の消費低迷の影響を受け、主食用米生産編重からの脱却が最重要課題となっている。</p> <p>②事業内容 経営規模の拡大を誘導しつつ、主食用米から飼料用米への転換を推進するため、価格差を圧縮する助成金を交付する。</p> <p>③事業効果 農業者の経営面積の拡大及び農用地が適正に活用され、地域農業の維持発展が図られる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	町	補助金
		<p>農地分散錯圃解消助成事業</p> <p>①事業の必要性 農地の分散錯圃を解消</p>	町	補助金

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>し、農地を適正に管理するため、農地の集積・集約に取組み効率的な農地管理を行う。</p> <p>②事業内容 分散錯圃解消に向けた賃貸借の合意契約した場合、所有者に 10 千円/10a、耕作者に 3 千円/10a の助成を行う。</p> <p>③事業効果 農地の集積・集約により効率的な農地管理が可能となり安定的な農業経営に結びつき、意欲をもって取り組む担い手の育成、確保及び農地の保全管理の継続につながる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		
		<p>農家民宿及び農家民宿施設整備</p> <p>①事業の必要性 体験・滞在・交流型観光の推進により、交流人口の増加を促進し、集落の活性化を図るため、民泊の受入体制を整える。</p> <p>②事業内容 農家民宿・民泊を利用し</p>	町・経営体	補助金

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(11)その他	<p>た体験・滞在・交流型観光のPRや補助を行うことで、観光客の増加を促し、都市部との交流の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額：事業費の75%以内、上限額150万円 ・補助対象：農林家であって、宿泊用物品購入費、台所、宿泊室等の簡易な改修費など。 ・農林家民泊実施台帳に登録し事業を実施する。 <p>③事業効果</p> <p>体験・滞在・交流型観光の推進による都市部との交流は、農林家所得の向上や地域の活性化につながる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		

（４）産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
藤里町全域	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業 ・旅館業 	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策及び（３）計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

産業系施設は全体で 32 棟、延べ床面積 13,201 ㎡の建物を保有していますが、20 年以上 30 年未満の建物が延べ床面積全体の 67.6%を占めています。これらの建物については改修工事が必要となってくる時期になってくるため、維持管理・更新等を計画的に行っていく必要があります。また、町の産業の現状と施設のあり方について検証し、総量についても検討を進めていく必要があります。

4. 地域における情報化

本町においては、ブロードバンド設備や防災行政無線整備により他地域との情報化に係る格差是正に取り組んできましたが、急速に発達する高度情報化社会に産業、教育、医療、福祉など様々な分野から対応していくことが必要です。高度情報通信ネットワークを活用した行政サービスの向上を目指すとともに、新たな情報技術に対応できる人材の育成・確保に努めます。

(1) 現況と問題点

①電気通信施設等情報化のための施設

インターネットやスマートフォンの普及、地上デジタルテレビ放送など、急速に高度情報化が進んでいます。本町においても、これまで町民生活の利便性の向上や産業の振興など地域活性化を図るため、ブロードバンド整備や防災行政無線の整備などを進めてきました。

また、近年、頻発する大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症による安心安全に対する意識の高まりや情報通信技術の急速な発展、働き方・ライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化に伴い地方移住やテレワーク、ワーケーションへの関心が高まっているため、今後も情報通信基盤等の ICT 環境を整備・充実させるとともに新しい技術を活用した行政サービスの向上を目指した行政のデジタル化を進める必要があります。

一方、国においてはデジタル庁が創設されることから、さらなる情報化の加速が予測されるため、情報通信環境や情報通信機器の整備・充実及び更新に加え、デジタル人材の育成や確保が必要となってきます。

(2) その対策

①電気通信施設等情報化のための施設

引き続き、インターネット環境の有効活用や全戸に設置されている防災行政無線による行政情報の提供を行うとともに、テレワークやワーケーションに対応する情報通信基盤等の整備に努め、地域の情報化を図っていきます。

また、インターネットを利用した情報発信や産業の活性化及び住民活動の活発化などを促進するとともに、教育、医療、福祉サービスの充実、災害等に対する情報提供などの行政情報化を推進し、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図ります。併せて、自治体DXを推進させるためのデジタル人材の育成及び確保に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 テレビ放送中継施設 有線テレビジョン放送施設 告知放送施設 防災行政用無線施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 ブロードバンド施設 その他の情報化のための施設 その他			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	防災行政無線設備維持管理事業 ①事業の必要性 防災行政無線は、非常災害時に速やかに住民に災害情報等を周知・伝達する設備であり、緊急・災害時	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(3)その他	<p>に機能できるようにするため。</p> <p>②事業内容 基地局（1基）及び屋外拡声子局（28基）の計画的かつ継続的な維持管理を行う。</p> <p>③事業効果 非常災害時に速やかに住民に災害情報等を周知・伝達が可能となり、住民の安心安全な暮らしの確保につながる。 このため将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

本町の交通体系は、町の基幹道路であり町外と接続する県道や林道、県道と集落、集落と集落を結ぶ町道により交通ネットワークが形成されており、引き続き、道路施設や公共交通機関等を整備し、地域内及び本町と隣接市町とを円滑に結ぶ交通の確保に努めます。

（１）現況と問題点

①交通施設の整備

本町の道路網は、県道を主軸として、国道7号へのアクセスや町内集落を結ぶ町道、能代市・八峰町へと続く広域林道米代線及び北米代線が整備され、円滑な町民生活と産業活動への貢献が図られています。

今後は、これまで整備してきた道路施設の老朽化による多額の修繕費用が予想されることから、長寿命化を見据えた予防修繕型の手法への転換が必要とされています。

また、冬期間の交通の安全と利便性を確保するため、除排雪機械の整備と除排雪体制の充実強化を図ることが必要です。

②交通手段の確保

現在、路線バスが4路線運行しています。高齢者や交通弱者の町外への移動手段としてバス交通の役割は大きく、今後も公共交通機関の確保が必要ですが、人口減少と自動車の普及により輸送需要が大きく減少し、バス事業者の経営状況は非常に厳しい状況となっており、経営支援を行うことで、バス路線が維持されています。路線バスは、高齢者などの交通弱者にとって、日常生活に欠かせない交通手段となっていますが、高齢化の進行や社会構造の変化など、将来需要に対応した利便性の高い運行方法が求められており、現在、地域公共交通の方法について検討を進めています。

(2) その対策

①交通施設の整備

地域の自立と発展に資する道路網の確立について、県道西目屋二ツ井線の冬季閉鎖期間の短縮や高速交通体系へのアクセスや主要都市との交流道路として、ますます重要となっている県道西目屋二ツ井線荷上場バイパスや県道矢坂糠沢線の早期整備を要望します。

町道については、地場産業の振興を図るために必要とされる道路や集落間の円滑な連絡につながる道路整備のほか、町民の利便性、安全性、快適性に配慮し、町民の要望に応えながら「橋梁長寿命化修繕計画」、「トンネル長寿命化修繕計画」や「道路ストック総点検事業」に基づいた計画的な整備維持修繕に努め、効率的で安全な道路施設の整備に努めます。その他道路についても能代山本広域市町村圏組合等の各種団体と連携し、整備に努めます。

また、冬期間の交通の安全と利便性を確保するため除排雪機械の整備と除排雪体制の充実と強化に努めます。

②交通手段の確保

生活バス路線については、運行時間の適正化、路線等の効率化について事業者側と協議のうえ、系統の統合など見直しを進めるとともに、公共交通機関に頼らざるを得ない町民のため、路線存続に向けた事業者への支援を継続します。

また、地域の実情に即した利便性の高い交通システムの構築に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)町道 道路	川原2号線 ・防護柵設置 L=1,060m、W=7.0m	町	
		巻端家・長場内線 ・防護柵設置 L=1,600m、W=4.0m	町	
		藤琴・院内岱線 ・防護柵設置 L=800m、W=4.0m	町	
		分作・横倉線 ・防護柵設置 L=800m、W=4.0m	町	
	橋りょう	東又橋補修工事 L=15.1m、W=4.0m	町	
		辰参橋補修工事 L=15.5m、W=4.0m	町	
		奥小比内1号橋補修工事 L=16.1m、W=3.6m	町	
		焼毛戸1号橋補修工事 L=25.3m、W=3.6m	町	
		焼毛戸2号橋補修工事 L=20.2m、W=3.6m	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		焼毛戸 3 号橋補修工事 L=24.7m、W=3.6m	町	
		上横倉橋補修工事 L=3.3m、W=6.0m	町	
		大川目 9 号橋補修工事 L=7.3m、W=4.6m	町	
		巻端家橋補修工事 L=2.5m、W=4.6m	町	
		板清水 2 号橋架替工事 L=16.1m、W=2.5m	町	
	その他	松倉トンネル更新工事 L=187.40m、W=4.4m	町	
		峨籠峡隧道更新工事 L=20.73m、W=4.3m	町	
		奥小比内トンネル更新工事 L=27.27m、W=4.3m	町	
	(2) 農道	一般廃棄物処理施設整備 関連事業（道路整備）	広域市町 村圏組合	負担金
	(3) 林道	北米代線舗装補修工事 L=2,100m、W=5.0m	町	
		米代線防護柵補修工事	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		素波里、鹿瀬内トンネル 照明復旧工事	町	
	(4)漁港関連道			
	(5)鉄道施設等 鉄道施設 鉄道車両 軌道施設 軌道車両 その他			
	(6)自動車等 自動車 雪上車			
	(7)渡船施設 渡船 係留施設			
	(8)道路整備機 械等	除雪ドーザ 1台 中型ロータリ除雪車 1 台	町 町	
	(9)過疎地域持 続的発展特別 事業	生活バス路線維持費補助 金 ①事業の必要性 公共交通機関であるバ ス路線を維持し、住民の移 動手段を確保するため。 ②事業内容 公共交通機関である路 線バスの維持のため、補助 金を交付する。	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>③事業効果</p> <p>地域住民の日常生活の利便性が向上し定住環境の維持が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		
		<p>デマンド交通運営事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>公共交通の空白地域において、デマンド交通（予約制）乗合タクシーを運行し、地域住民の交通手段を確保するため。</p>	町	
		<p>②事業内容</p> <p>生活バス路線空白地域及びバス停から500m以上離れた地域住民に対し、電話予約によりタクシーを運行する。</p>		
		<p>③事業効果</p> <p>地域住民の日常生活における利便性が向上し、定住環境の維持が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		
		<p>橋梁長寿命化修繕事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>橋梁は住民の移動に関して重要な交通経路であ</p>	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(10)その他	<p>ることから道路交通網の安全性を確保するために計画的に維持修繕していくことが必要である。</p> <p>②事業内容 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、順次維持修繕を行う。</p> <p>③事業効果 従来の事後保全から予防修繕型への転換により費用対効果の高い維持管理が可能となる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

道路・橋りょうの維持管理については、予防保全維持管理の考えを基本とした修繕等を行うことで、トータルコストの縮減及び平準化を図り、新規投資については、必要箇所を厳選し、『社会資本総合整備計画』、『藤里町橋梁長寿命化修繕計画』等の計画に基づき計画的に実施していきます。

トンネルの維持管理については、予防保全維持管理の考えを基本とした修繕等を行うことで長寿命化、トータルコストの縮減及び平準化を図り、新規投資については、必要箇所を厳選し、計画的に実施していきます。

6. 生活環境の整備

本町の生活環境は簡易水道、下水道処理施設、消防・救急・防災、ごみ対策、住宅環境に分けられます。世界自然遺産白神山地の麓にあって、最も川上に位置する町として、河川や水路の清らかな水を保全することは町の責務であり、後世に引き継いでいかなければなりません。

快適な町民生活を確保し、産業・文化活動等の活性化を進めるにあたり、基盤となる生活環境の整備は不可欠であることから、より住みよい地域の実現を目指し、計画的な施設整備と種々の施策の実施による町民の生活環境の向上に努めます。

(1) 現況と問題点

①水道施設

本町では町内のほぼ全域に水道施設が整備されています。

浅井戸水源においては水量に余裕があり十分な水が供給出来ておりますが、湧水水源においては渇水期の水量確保が課題となっている施設があります。

機械及び装置は、ほとんどの施設が法定耐用年数を超えており基幹的施設についても50年を経過している施設もあり老朽化が顕著です。

②下水道処理施設

下水道施設の整備は平成23年度をもって完了し、令和2～3年度には藤里浄化センターの長寿命化事業を実施しています。農業集落排水処理施設については経年劣化が進み、改修等を行うには多額の費用が見込まれるため、今後、公共下水道への接続を計画しています。

③廃棄物処理施設

ごみの減量化、リサイクルを目的に、燃えるごみ、燃えないごみ、ビン・缶・ペットボトルの3種類の指定ごみ袋、古紙、廃家電などの分別収集により、可燃物収集処理実績は減少しています。

不燃物廃棄処理については、国・県等の指導に基づき、有害物を除去した後、有価物を選別し売却処分に努めています。

ごみ処理施設事務においては、能代山本広域市町村圏組合との一部事務組合の設置により対処しており、同組合で運営している南部清掃工場、北部粗大ごみ処理工場は老朽化が進んでいることから、新たな一般廃棄物処理施設の建設が決まっています。

し尿処理については、北秋田市周辺衛生施設組合が令和元年度で解散したことにより、令和2年度からは能代山本広域市町村圏組合の中央衛生処理場へ搬入しております。

④火葬場

町民にとって斎場は必要不可欠な施設であるため、火葬炉等の老朽化など設備の計画的な補修が必要となっています。

⑤消防・救急・防災施設

地震・台風・豪雨など全国各地で甚大な自然災害が多発しており、町民の生命と財産を守り、安全に暮らすためには消防・救急・防災体制の確保、施設の整備が必要となっています。

町の消防組織は、能代山本広域市町村圏組合二ツ井消防署藤里分署があり、消防団は第1分団から第5分団の5班で構成されています。各分団の消防器具置場については、建設から40年近く稼働している施設もあり、老朽化が懸念されています。

また、消防防災体制の充実強化を図っていますが、施設や設備の老朽化が顕著です。

⑥公営住宅

町営住宅は65戸あります。また、平成27年度調査において、空き家が150戸程あることが報告されており、空き家の利活用を含めた移住定住施策が課題とされています。

⑦その他

克雪対策では、一年のうち3分の1が雪で覆われる本町においては、生活、産業等など様々な面で制約されています。町民から寄せられる生活の不便、住みにくさの要因の多くが「雪」に関する事となっています。

公共施設等については老朽化が顕著であり、町民の安心安全な生活を守り、景観の保全を図るため、使用されない公共施設等は解体撤去を推進する必要があります。

また、老朽化した橋りょうは、通行止めなどの措置を施していますが、主桁の腐食や橋脚の鉄筋露出や洗堀が見られ、景観上の配慮及び老朽化等に起因した事故を未然に防ぐ対策が必要です。

(2) その対策

①水道施設

原水水質に留意し、安全な水の安定供給を図るとともに、漏水傾向にある施設は、施設の効率的運用や業務効率の向上改善に努めます。あわせて、漏水の低減や耐震化のための施設・老朽管の更新や、耐用年数を超えた既存施設機器の更新を行うとともに、定期的かつ計画的な点検等により、適正な維持管理に努めます。

②下水処理施設

今後は設備台帳による管理のもと、下水道長寿命化計画による定期的な点検と診断による効果的な維持や改修を行うことで施設の長寿命化を図ります。また、使用料で維持管

理費を賄うため、段階的な使用料の値上げを検討します。

③廃棄物処理施設

可燃ごみの大部分を占める生ごみの減量化を図り、分別収集のさらなる浸透、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と適切な収集及び処理の体制を整え、町民や事業者、行政が一体となって循環型社会の構築に取り組みます。

産業廃棄物処理は、事業所（者）責任を指導徹底するとともに、再資源化、共同処理化に取り組み、不法投棄防止や適正処理を推進するため、環境巡視員による巡回など監視指導体制の強化に努めます。

ごみ・し尿の処理に関しては、引き続き能代山本広域市町村圏組合と広域的な連携を行い、新たに建設される一般廃棄物処理施設の適正な整備に努めます。

④火葬場

斎場は、必要不可欠な施設であり、計画的な維持修繕を行うことで、長寿命化できるものと考えています。

⑤消防・救急・防災施設

消防団員の加入促進や消防器具置場の整備などによる消防体制の強化を図るとともに、防災訓練や最新のデータを用いた洪水浸水想定区域・土砂災害区域毎にレッド・イエローゾーンを示したハザードマップを活用することで、危険箇所の把握や避難箇所の確認など町民の防災意識の啓発を促します。

また、防災情報の伝達システムの高度化により、迅速かつ的確な情報伝達体制の強化を図り、災害時には、要援護者支援システムを活用し、要援護者の支援をスムーズに行うよう努めるほか、常に災害時に備えた備蓄に取り組みます。

なお、消防・救急車両の更新などは、能代山本広域市町村圏組合と連携し、消防・救急・防災体制の充実強化を図ります。

⑥公営住宅

公営住宅は長寿命化を図りながら、災害に強い環境を整えます。空き屋バンク利用者など民間住宅に対してはリフォーム助成などの施策を展開し、住みやすい環境づくりに取り組みます。また、公営住宅法による補助耐用期間が経過した住宅については、用途変更を行い、入居者資格の緩和を図り、住民の定住化に取り組んでいきます。

なお、耐震化されていない古い町営住宅は、入居者がいない場合解体する計画です。

⑦その他

クリーンアップ、ボランティア清掃、除排雪など町民総参加で環境美化に取り組み、快

適な生活空間・生活環境をつくります。

老朽化した危険施設は、解体・撤去に努め、住民の安心安全な生活の確保に努めます。

さらに、白神山地に代表される世界的にも貴重な環境を後世に残すため、関係機関、団体との連携による環境教育活動を実施し、環境問題に対する意識の高揚を図るなど、積極的に環境保護に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	藤里簡易水道施設整備	町	
		・藤琴水源地水井水位計更新		
		・米田管理等テレメータ更新		
		・米田管理棟送水ポンプ流量計更新		
		・管理棟フェンス更新 粕毛、高石沢		
		・真名子地区老朽管更新 L=5,029m		
	その他	・一の渡配水場増設	町	
・中通簡易水道施設整備		町		
(2) 下水処理施設 公共下水道	農村集落排水施設 地域し尿処理施設	特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業統合事業	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	その他			
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	塵芥収集車更新	町	
		南部清掃工場運営費負担金	広城市町 村圏組合	負担金
		一般廃棄物処理施設整備事業	広城市町 村圏組合	負担金
	し尿処理施設	中央衛生処理施設運営費負担金	広城市町 村圏組合	負担金
	その他			
	(4) 火葬場	斎場設備整備事業 ・ 斎場空調設備改修事業	町	
	(5) 消防施設	・ 消防団消防器具置場建替	町	
		・ 常備消防費 施設整備負担金（車両の更新）	広城市町 村圏組合	負担金
		R3 能代消防署分 ・ 救急車 1 台 ・ 高度救命処置用資機材一式		
		藤里分署分 ・ 救急車 1 台 ・ 高度救命処置用資機材一式		

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		R4 三種消防署分 ・救急車 1 台 ・上岩川ポンプ車 1 台		
		R5 向能代出張所分 ・タンク車 1 台 二ツ井消防署分 ・救急車 1 台		
		R6 西消防出張所分 ・タンク車 1 台		
		R7 能代消防署分 ・梯子車オーバーホール 三種消防署分 ・タンク車 1 台 ・積載救助用資機材		
	(6) 公営住宅			
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	公共施設等危険建物解体撤去事業 ①事業の必要性 老朽化等により倒壊または破損した際、住民に危険が生じる恐れがある建物等を解体及び撤去し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため。	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(8)その他	<p>②事業内容</p> <p>老朽化した公共施設等の解体及び撤去を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>建物等を解体及び撤去することで、景観の改善と住民の安全性が確保できる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

供給・処理施設は全体で26棟、延べ床面積3,070㎡の建物を保有していますが、10年以上20年未満の建物が延べ床面積全体の49.7%、20年以上30年未満の建物が全体の37.3%で合わせて87.0%をこれらの施設が占めています。今後改修工事が必要となってくる時期になる建物が多いため、維持管理・更新等を計画的に行っていく必要があります。簡易水道施設については藤里町水道ビジョンに基づき維持管理、更新を進めます。

公営住宅は全体で65棟、延べ床面積4,593㎡の建物を保有しています。今後多くの公営住宅が建築後30年を経過していきますので、最大限の長寿命化を図り、維持管理、更新等を計画的に行っていきます。

簡易水道の維持管理については、『藤里町水道ビジョン』に基づき、予防保全維持管理の考えを基本とした計画的な修繕及び更新等を行うことで、トータルコストの縮減及び平準化を図り、計画的に実施していきます。

下水道の計画期間内で耐用年数を経過する管渠はありませんが、その他下水道設備の維持管理、更新等については、予防保全型維持管理の考えを基本とした計画的な更新を行うことで、トータルコストの縮減及び平準化を図り、『社会資本総合整備計画』等の計画に基づき計画的に実施していきます。

合併浄化槽の維持管理について、予防保全維持管理の考えを基本とした修繕等を行うことで、トータルコストの縮減及び平準化を図り、計画的に実施していきます。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者が住み慣れた土地、家族や地域とのふれあいを保ちながら、希望を失うことなく、安らぎと生きがいを持って暮らせる環境を整備します。また、障害者が安心して生活できるよう障害者総合支援法に基づく施策を実施し、社会参加と自立を促進します。

介護が必要な高齢者へのニーズに応えるため、総合福祉センターの機能を充実させ、よりきめ細かな介護サービスの提供に努めます。健康で活動できる健常高齢者には、子育て支援、高齢者介護などのボランティア活動や、自らの健康増進に向けたスポーツ・サークル活動など、健常高齢者だからこそできる活動の場の確保を支援します。

家庭と地域が一体となった子どもの健全育成を推進し、全町的な子育てネットワークの構築を図ります。少子化対策については、福祉施策にとらわれず、産業の振興、生活環境の整備とともに若者が定住しやすい環境の整備について、持続的発展施策の重要課題として位置づけて取り組みます。

少子化対策としては、安心して子どもを産み、育てられる環境を構築し、福祉施設を効率良く運用しながら、子育て支援環境の充実を推進します。

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

子どもと子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化し、その課題は複雑化、深刻化しており、乳幼児や児童の保護者を対象としたニーズ調査結果を踏まえ、実効的な施策を展開してきました。

町では、核家族化や夫婦共働き家庭の一般化、就労形態の多様化等に対応し、子育て及び就労の両立支援として、預かり保育事業や延長保育事業の展開、放課後児童クラブの開所時間の拡大などについて、できる限り保護者の要望に対応してきています。

現時点及び過去においても、放課後児童クラブ、保育園、幼稚園に待機児童はなく、放課後児童支援員や保育士などの施設運営に係る職員数の維持（確保）が課題となっています。

藤里保育園は、本町の子育て支援センターの拠点として活動していますが、障害や疾病の早期発見・障害児支援のほか、虐待の早期発見・育児支援が課題となっています。

ここ数年で少子化が急速に進行し出生数が 5 人に満たない状況になっています。移住施策（定住化促進住宅等）の効果もあり、広い世代で子どもの人口増加がみられますが、出生数の今後の回復は見込めない状況にあります。

②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

総合福祉センターは、心休まる環境づくりが施され、各種福祉保健サービスの中心基地として、福祉向上と明るい長寿社会の形成に大きく貢献しています。また、高齢者の生きがい対策として、各地区の公民館において健康教室を実施し、病気の重症化予防を図っています。

平成18年度に設置された地域包括支援センターでは、高齢者が地域で可能な限り自立した日常生活を営めるように、福祉医療ボランティアと連携して介護の予防や個人生活を守る支援を行っています。

高齢者福祉には、多様化・高度化する福祉保健ニーズに対応しうるサービスを充実させ、町民福祉を向上させることが求められており、高齢者には、豊かな人生経験を活かし地域で元気に社会参加できるよう、介護予防と自立に向けた取組を推進させる必要があります。

障害者を取り巻く情勢は、重度障害者の増加、障害者の高齢化、障害の重複化等の傾向が顕著になってきており、その課題も多様化してきている状況にもあります。これらのことに対し、「障害のある人もない人も共に生きる」を基本理念に策定した「藤里町障害福祉計画」を着実に推進し、可能な限り家庭や地域の中で自立した生活を送ることができる地域社会を作るため、在宅サービスの充実を図っていくことが必要となっています。

(2) その対策

①子育て環境の確保

子育て世代が安心して子どもを産み、育てられる環境を構築するため、子育て支援センターでの子育て相談機能を向上させるとともに、乳幼児保育、延長保育、一時保育、幼稚園預かり保育、放課後児童クラブなど、地域の子育てサービスの一層の充実を図ります。

また、乳幼児健診や平成26年度から実施している5歳児健診による、就学に至るまでの一貫した健康診査を通じて、保健師、保育士、専門機関が連携し、支援が必要な場合には早期に適切な対応を図るとともに、すべての子どもたちのより良い発達を促す体制の整備に努めます。

子どもが人との関わり合いから社会性や協調性、思いやる気持ちなど、保育を通して生きる力を育むため、総合的な保育機能を有する認定こども園の設置を推進するとともに、きめ細やかな指導体制の拡充と園児の施設環境の整備に努めます。

②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

福祉サービスを、幅広く展開するため、総合福祉センターの設備整備やデイサービス用の移送車両購入により機能の充実を図るほか、保健指導や保健サービスの提供により、健康に対する町民の関心を高め、あわせて、生涯学習の視点に立った総合的な健康づくりの充実を図ります。

また、在宅介護が増加する中で、訪問介護サービスやデイサービスの充実を推進し、移送サービスや介護用品の支給、家族介護者に対する町独自の支援を行うとともに、寝たきり一人暮らし老人の生活サポートなど、介護サービスの充実に努めます。

このほか、高齢者世帯の除排雪や24時間サポート事業、高齢者無料バス利用券の発行を継続し、高齢者が自立した日常生活を送ることができ、住み慣れた町で安心して暮らせるための施策の充実に取り組みます。

また、教養、文化活動、趣味活動等を行い生きがいの発見に繋げる「ふじこま大学」などの生涯学習事業や、「プラチナバンク」を活用した労働の斡旋、各種ボランティア活動などにより、社会参加による生きがい促進や地域社会の維持活性化に努めます。

障害者に対する関心とノーマライゼーションの考え方を基本に、障害者が住み慣れた地域社会の中で、障害の程度や能力に応じた社会参加ができるように、そしてライフステージに沿った療育、機能訓練を受けながら可能な限り自立した生活を営めるよう、援助体制の構築に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 児童館 障害児入所施設			
	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業 通園バス 1台	町 町	
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム 老人福祉センター その他			
	(4) 介護老人保			

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	<p>健施設</p> <p>(5) 障害者福祉施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム その他</p> <p>(6) 母子福祉施設</p> <p>(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター</p> <p>(8) 過疎地域持続的発展特別事業</p>	<p>安心安全の支援事業</p> <p>①事業の必要性 高齢化が進み、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加している。こうした世帯が自宅で安全にかつ安心して暮らすことのできる環境の整備が必要である。</p> <p>②事業内容 24 時間対応可能なオペレーターを配置し、高齢者等の相談対応、安否確認、緊急時の状況確認等を実施。</p> <p>③ 事業効果 緊急時も含め、必要に応じ</p>	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(9) その他	<p>た随時サービスを実施することにより、高齢者等の安全の確保及び精神的な不安の解消を図り、安心安全に日々の暮らしができる環境が整備される。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>福祉医療費助成事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>子育て支援を充実させ、子育て世代の定住及び少子化対策を推進する必要がある</p> <p>②事業内容</p> <p>子育て世代経済的負担を軽減し、子どもの心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成する。</p> <p>③事業の効果</p> <p>子どもの医療負担を軽減し、圏域の子育て世代が安心して生活できる環境となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

保健・福祉施設は全体で4棟、延べ床面積2,318㎡の建物を保有しています。全て新耐震基準後に建設された施設ですので耐震補強工事の必要はありません。総合福祉センター及び生活支援ハウスは大規模改修が必要とされる建築後30年を経過するまで10年以上の期間があり、点検や診断を適切に行い、計画的に維持管理をしていく必要があります。地域活動センター（こみっと、くまげら館）はいずれも秋田県から購入した施設で、平成28年4月1日現在で「こみっと」が建築後25年、「くまげら館」が30年を経過しています。

8. 医療の確保

町民が専門医療を受けるには町外の医療機関へ出向かなければならないため、広域的な医療のネットワークの構築が必要であり、能代厚生医療センターなどの総合病院をはじめとする近隣市町の医療機関と連携を強化する必要があります。

医師・医療機関の確保に努めるとともに、保健師が行う保健指導や健康相談、地域包括支援センターとの情報交換により町民の健康状態を把握し、近隣市町の医療機関との広域的な連携により、病気の早期発見・早期治療を促し町民の健康保持の確立を目指します。

町民が病気や要介護状態になるのを防ぐ「予防」を主とする「町民皆健診」及び「介護予防活動」の推進を目指します。

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は、開業医院に町外の医療機関から週2回の派遣による診療体制が続いていますが、週2回の診療に、町民は不安を感じています。

整形外科、小児科、眼科、耳鼻科など専門病院への受診は、町外の医療機関に頼らなければならないと、医療費とともに交通費が町民にとって大きな経済的負担となっています。

町営歯科診療所については、岩手医科大学の協力により診療を続けていますが、人口減少などの影響から利用者が減少しています。

町の医療費の状況は、高血圧や糖尿病等の生活習慣病によるものが多く、上記疾患による医療機関の受診率や医療費比較において全県でも上位に位置しています。また、特定健診の受診率も横ばいで推移しています。

生活習慣病はそのほとんどに自覚症状がなく、高血圧や糖尿病を放置することは脳血管疾患や心疾患等の重大な合併症を引き起こし、寝たきりや要介護状態の原因となり、生活の質に大きな影響を与えます。

また、藤里町の死因は悪性新生物の中でも肺がんによるものが多く、肺がん等検診の受

診勧奨や精検未受診者対策を強化していく必要があります。

自殺に関しては、数値として効果が見えにくい活動ではありますが、引き続き、心の病
気への理解を深め、予防対策を強化していきます。

(2) その対策

身近なところで適切な医療サービスが受けられるよう、近隣市町や郡医師会、総合病
院・大学などと連携を図りながら、医師の確保と医療の充実に努めます。

町営の歯科診療所についても、岩手医科大学の協力を得ながら、充実した歯科医療のた
め、医療設備の整備、更新を行います。

糖尿病・高血圧などの予防のため、健康相談や健康教室を通じて重症化の予防、また特
定健診や特定保健指導の受診勧奨による疾病の早期発見・早期治療に努めます。

また、がん検診、特に肺がん等検診の受診率を上げ、さらには要精密検査の受診勧奨に
より、がんの早期発見・早期予防に繋がります。

感染症予防のため、予防接種率を向上させる受診勧奨を実施します。

町民の心の健康づくりのため、顔の見える活動として、家庭訪問の強化のほか、健康教
室を実施し、知識の普及に努めます。

自殺予防対策は、民間団体の「心といのちを考える会」と連携して取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院 診療所 患者輸送車(艇)	町営歯科診療所設備整備事業	町	
	(2) 特定診療科に 係る診療施設 病院 診療所 巡回診療車(艇)			
	(3) 過疎地域持 続的発展特別 事業			
	(4) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

医療施設は全体で2棟、延べ床面積190㎡の建物を保有しています。建物の内訳は町営歯科診療所及び歯科診療所車庫兼物置となっています。今後建築後30年を経過することになりますので、維持管理や大規模改修の有無等について十分に検討していく必要があります。

9. 教育の振興

学校教育では、学校、PTA、地域住民が連携し一体となり、子どもの健全な育成に向けた教育環境の改善を目指します。

社会教育については、情報化社会の進展がもたらす情報量の増大、少子高齢化、国際化など社会環境の変化に適応した生涯学習、また、スポーツの振興を通じた健康づくりなど心身ともに充実した教育の振興を目指します。

(1) 現況と問題

①学校教育

昭和46年5月1日における小学校数は、本校6校、分校3校でしたが、分校は集落再編成事業や交通事情の好転により、本校への吸収を図りました。本校については、昭和49年度から粕毛小学校、大沢小学校、藤琴小学校を1校に統合した後、金沢小学校(昭和58年3月閉校)、坊中小学校(平成12年3月閉校)、米田小学校(平成20年3月閉校)の3校が統廃合され、平成20年度からは藤里小学校1校になりました。

中学校は昭和43年に全校統合を実施し、昭和45年に校舎が建設されてから築40年以上が経過し、その間、外壁等の補修や耐震補強工事を行ってきましたが、施設・設備ともに老朽化が顕著となっています。平成28年度に開催された学校教育計画検討委員会において、少子化、財政負担軽減、施設及び設備の老朽化への対応を考えると小学校、中学校は一体とし、小中一貫校に進むことが望ましいと検討され、令和2年度より義務教育学校「藤里学園」の整備事業が始まっております。

子どもたちが安全で安心して学校生活を送ることができるよう、施設の整備を進めるとともに高度情報化や国際化、環境教育に応じた教材等の整備など時代にあった教育環境の充実が求められます。

藤里幼稚園舎は築50年が経過し、施設・設備ともに老朽化が進んでいます。

今後は、幼稚園・保育園の園児数の推移を考慮した当町での子育てに合った安心安全な教育・保育環境の充実を図る必要があります。

町に高等学校がなく、また鉄道もない地理的に不利な立地条件のため、隣市の最寄駅からの電車通学となっているが、通学費の負担は大きく、高等学校等の通学に要する経費の負担軽減が必要です。

②社会教育

少子高齢化社会に対応して充実した人生を送るために、個人としての生きがいでなく、家族や地域において人々が共に学び、協力し、励まし合って生涯学習に取り組む事業が進められています。講演等を開催して町民の知識視野の拡大を促し、新規参加者の掘り起こしや指導者等人材の育成に繋がっています。

生涯学習、社会教育の取組や発表・展示の場として幅広く利用されている社会教育施設は、施設の有効かつ安全な利用のための維持、整備を行ってきましたが、施設の老朽化に伴いその負担は増加しています。

地区活動推進協議会など地区団体の拠点施設である町内 6 箇所の地区会館は、指定管理者制度で管理・運営され、さらに集落の拠点として地域住民が管理運営する集会所が 18 箇所あります。集会所は、地域住民の生活、文化、教養の向上のための会合や集いなど、多目的な利用を供する一番身近な場所であり、住民活動促進のための重要な役割を担っていますが、築年数の経過と併せて世帯の減少が進む地区においては管理面での住民負担が増加傾向にあります。

町内には、町体育協会に加盟する団体の他、同好会などの任意団体も結成されており、活発的に活動しています。スポーツ少年団では、児童生徒がそれぞれの部門で活動し、平成 22 年 3 月に誕生した総合型地域スポーツ「ふじさとスポーツクラブ」では、健康づくりのため、生涯スポーツやレクリエーションなど日々の活動に楽しく参加しています。

余暇の拡大、健康づくり、スポーツ志向の高まりにより、スポーツ・レクリエーション活動は年々広がりを見せていて、スポーツに親しむ機会や活躍の場の提供、及びその環境整備が今後ますます必要になると考えています。

(2) その対策

①学校教育

藤里小・中学校校舎ともに築 40 年以上を経過し、その間、耐震補強工事をはじめ様々な施設・整備の補修や教育機材の更新等を図ってきましたが経年劣化は否めず、さらに、児童生徒数の減少推移もあることから、今後は、9 年間の教育課程を一貫して行う義務教育学校の整備を推し進めます。その中において、藤里町独自の教育として、地域に根差したふるさと教育「町づくり学」と、小学校 1 年生からの系統的な外国語教育を掲げ、特色ある教育の取組を進めます。

併せて高度な情報社会や社会変化に柔軟に対応できる人材の育成を図るとともに、ICT 教育に係るネットワーク整備、タブレット端末の整備等を行っていきます。

幼稚園は、保育園と一体型の施設整備を視野に入れた、安心安全な教育・保育環境の充実に努めます。

また、奨学金制度については、利用しやすい制度の仕組みを検討し、利用者の経済的負担の軽減と制度の充実に努めます。

さらに高等学校等の通学に要する経費の負担軽減を図り、教育環境の充実に努めます。

②社会教育

令和3年度までの第8次、令和4年度からの第9次「社会教育中期計画」に基づき、目標等実現のための具体的な方策を講じていきます。その活動拠点となる総合開発センターや各地区会館、体育施設については、施設の安全性や利便性に随時注意を払い、長寿命化計画（個別施設計画）における大規模な整備時期等を踏まえながら、安全性や利便性を確保するための維持管理を図ることで、快適な社会教育・体育活動に励めるよう環境の整備を進めます。特に町民体育館については、建築から40年以上が経過し老朽化が進んでいるため改修が必要となっています。周辺施設を集約・複合化及び防災拠点としての機能の付加など住民ニーズや時代に則した施設となるよう整備を進めます。

また、集落における生活文化の振興と福祉の増進を図るため、地域住民の活動拠点となっている既存の集会所の建て替え及び改修を支援します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	・義務教育学校校舎建築工事	町	
	屋内運動場	・義務教育学校体育館改修工事	町	
	屋外運動場			
	水泳プール	・義務教育学校プール建築工事	町	
	寄宿舎			
	教職員住宅			
	スクールバス・ボート 給食施設 その他			

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(2) 幼稚園			
	(3) 集会施設・体育施設 公民館	総合開発センター ・屋上防水シート ・衛生設備改修工事 ・空調設備更新工事 ・暖房設備更新工事	町	
		三世代交流館 ・屋上建屋改修工事	町	
	集会施設	集会所建設等助成交付金事業 ・集会所整備	認可地縁 団体	
	体育施設	町民体育館複合化事業	町	
		土床体育館 ・屋根改修工事 ・人口芝工事	町	
		清水岱公園野球場 ・スタンド改修工事 ・バックネット改修工事	町	
	図書館 その他			
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	高等学校等通学費応援金支給事業 ①事業の必要性 町には高等学校がなく、町外への通学となっている。鉄道もないため、最寄り駅のある隣市まで家族	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>等による送迎とそこからの電車移動により通学しており、地域的に不利な立地条件による経済的負担の軽減を図り、生徒が安心して教育を受けることができるよう、対策が必要となっている。</p> <p>②事業の内容 通学費用の一部を補助する。</p> <p>③事業効果 遠距離通学を余儀なくされる生徒が安心して教育を受けることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>国際交流員兼指導員派遣事業</p> <p>①事業の必要性 藤里町独自の教育として、小学校1年生からの系統的な外国語教育を掲げている。児童・生徒の英語コミュニケーション能力の向上をより確かなものとするため、外国語教育を受ける環境の整備が必要である。</p> <p>②事業の内容</p>	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>C I R（国際交流員）を活用し、児童・生徒の放課後、休日に児童・生徒を対象とした町営英語塾の開講、外国語授業の指導補助、教職員を対象とした英語研修会などを実施する。</p> <p>③事業効果</p> <p>9年間の系統的な外国語教育の体系が整備される。また、特色ある英語教育の取組が、学校だけではなく、地域にも広まり、町全体の活性化につながる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>I C T教育の推進事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>進展する情報社会に対応できる人材を育成するため、学校におけるI C Tを活用した学習を行い、地域間、学校間で格差のない、豊かな学びを保証する。</p> <p>②事業内容</p> <p>義務教育学校等に導入したタブレット端末、電子黒板の更新とデジタル教科書の導入と更新を行う。</p>	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(5) その他	<p>③事業の効果</p> <p>ICTの活用による学習により、高度情報化へ対応した人材の育成及び他の地域や学校との教育格差をなくすことができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

学校・教育系施設は全体で9棟、延べ床面積12,371㎡の建物を保有していますが、経過年数30年以上の建物が延べ床面積全体の96.0%を占めています。そのうち藤里小学校、藤里中学校については建築後40年以上を経過しており、少子化、財政負担軽減及び施設が老朽化していることから、小中一貫の義務教育学校の整備が進められています。藤里幼稚園は建築後50年を経過していますが、新耐震基準後に大規模改修されています。

スポーツ・レクリエーション系施設は全体で27棟、延べ床面積10,391㎡の建物を保有しています。建築後30年以上を経過した建物は延べ床面積全体の46.4%、その他は建築後20年を経過した建物が全体の50.6%で、全体の97.0%が今後建替えや大規模改修等が必要な年数を経過する建物となっています。旧耐震基準で建築された施設は7施設ありますが、特に町民体育館は利用者も多く、耐震補強工事について十分に検討し、維持管理等を計画的に進めていく必要があります。また、その他の施設についても、利用状況等を十分に考慮し、計画的な維持管理、更新等を行い、総量についても検討を進めていきます。

10. 集落の整備

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、一部地域においては、集落における地域活動の継続や地域コミュニティの弱体化が懸念される状況となっています。

持続ある地域をつくるため、地域住民が主体となった地域づくり活動を支援し持続的発

展に繋がります。

(1) 現況と問題点

集落においては、集落毎にコミュニティがあり、地区単位で自治会等が組織され、地域コミュニティを築いています。

人口減少、出生率の低下、これに伴う高齢化の進行により、一部では地域コミュニティ活動の継続や緊急時における住民相互扶助の維持が難しくなりつつあります。

特に、農村集落においては、長く生産活動を担ってきた高齢者のリタイアが増加し、後継者の不在による耕作放棄地の拡大や集落の活力低下等の課題を抱えています。

これらのことから、自治会が自ら考え、課題を見出し、将来の地域を描いて解決に向けて取り組めるような支援のあり方を検討し、示すことが課題となっています。

(2) その対策

集落点検調査などにより、地域の現状や課題を把握・共有し、話し合いの場づくりへの支援を行うとともに、場合によっては外部からの人材を招聘するなど、集落の方向性などについて住民自らが考え活動できるよう気づきを促すなどの側面的支援に努めます。また、地域自治の基礎単位である集落の活性化のため、集落におけるコミュニティ活動の拠点となる集会施設の整備や集落のリーダーとなる人材の育成等、自主的な地域づくりを促進するため、住民団体が行なう地域の活性化や魅力あるまちづくりに資する事業に対する助成など住民団体等の育成や活性化に努めます。

さらに集落の維持や活性化が必要なことから、農林業分野での新規就業者の確保や、住みよい住環境を整え若い世代の定住促進、都市部からの移住者の受け入れに積極的に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	みんなでまちづくり事業 ①事業の必要性 住民自らがまちづくりの一員であることを共有認識し、持続ある地域をつくり、住民が将来にわたり	各団体	補助金

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(3)その他	<p>安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現と集落の活性化を図るため、地域住民が行なう自主的かつ相互に力を合わせたまちづくり活動を支援する。</p> <p>②事業内容 まちづくりグループ等が実施する自主的かつ積極的な活動に対する活動費用を助成する。・助成対象：町内会等地縁グループ、NPO団体、ボランティア団体、活動推進協議会等協議会、18歳以上で藤里町に住所を有する5名以上のグループ・助成限度額：1グループ年30万円以内。 ・申請者：グループを代表するもの。</p> <p>③事業効果 自らの企画を実施し、成功体験による共助意識の醸成を図り、公益性を踏まえつつ地域課題の解決と地域の活性化を可能とする。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

1.1. 地域文化の振興等

郷土芸能、天然記念物等、貴重な有形・無形文化財、自然景観の保全・保護に努め、本町の魅力ある文化をまちづくりへと活かし、次世代へと継承していきます。

また、本町の歴史、風土、文化の貴重な資料、古文書等の散逸を防ぐための施設及び設備を整備します。

(1) 現況と問題点

藤里町芸術文化協会が昭和44年に創立され、現在14団体が組織に加入しています。

団体での活動の他、公民館事業や教育活動の支援として芸術・文化活動を行い、町民祭の展示、芸能発表の場でその成果を披露するなど活発な活動が行われていますが、参加者の固定化・高齢化が進み、活動内容や活動期間が減少傾向となっている団体も見受けられます。

町内には多くの天然記念物、有形・無形文化財、美しい自然景観があり、その保全・保護に努めていますが、それ以外の歴史的な史跡、文化などは伝道的有識者の不足によって確認が困難な状況となっています。

郷土芸能、伝統行事でもある藤琴豊作踊り、金沢番楽、大沢壮士舞、根城相撲については、少子高齢化の中で意欲ある次世代への継承が課題となっています。

町の歴史、風土、文化を後世に伝えるため、資料等の保存や保護、継承について早急に取り組む必要があります。

(2) その対策

魅力あふれるまちづくりを推進するため、地域に根付いた自主的文化活動を一層活発的に取り組むとともに、生涯学習の観点からも伝道行事や地域文化を活かした学習活動に励み、活動を通して、地域を見直しながら連帯感を高め、まちづくりに活かします。

郷土芸能への造詣を深め、未来の担い手に継承するため、公民館事業である少年教室で学ぶ機会を創出し、また、発表の場を設けることで町民に関心を持たせます。

町の歴史、風土、文化を後世に伝える語り部や郷土史研究者の育成に努めます。

貴重な地域史をもとに、近世・近代・現代史を盛り込んだ「藤里町史」を平成25年度に発行していますが、引き続き、時代の経過とともに亡失、散在する資料や古文書等の保全を進めると共に、歴史民俗資料館のあり方や維持管理方法を検討していきます。

文化的価値のある、菅江真澄をはじめとする文化人の足跡を示す石碑や歴史的資料など、保存・保護が必要な案件を発掘して、町文化財として指定します。

個人が所有する巨樹などの県指定天然記念物の保全については、保全工事に係る費用の助成を行います。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等	文化財保存庫改修工事	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	(3) その他	文化財保護事業 ・ 県指定天然記念物保全 工事助成	補助対象者	補助金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

文化系施設は全体で18棟、延べ床面積4,511㎡の建物を保有しています。建築後30年を経過した大規模改修または建替えが必要とされる年数を迎えている施設は、建築年が不明なものを含めて8棟、延べ床面積1,917㎡あり、全体の42.5%を占めています。歴史民俗資料館については、施設のあり方や維持管理について十分に検討をしていく必要があります。また、その他の施設についても維持管理、更新等については計画的に行い、総量についても検討を進めていきます。

1.2. 再生可能エネルギーの利用の推進

環境問題は深刻さを増し、近年は環境意識の高まりとともに、地球に優しい再生可能エネルギーへのニーズが高まっています。国においても「2050年カーボンニュートラル」脱炭素社会の実現を目指しており、本町においても二酸化炭素排出削減、再生可能エネルギー導入拡大を推進し、脱炭素社会の実現を目指します。

(1) 現況と問題点

本町は地勢上、既存の火力、水力等による大規模エネルギー供給施設設置には適さず、港湾等もないことから、エネルギー供給は町外から供給を受けてきたが、近年はバイオマスや地中熱といった様々な再生可能エネルギーが普及しているため、各施設への再生可能エネルギーの導入を検討するとともに、再生可能エネルギーの利用促進に向けて、広く普及啓発活動に取り組む必要があります。

(2) その対策

脱炭素化に向けた、ごみの減量、資源の再使用及びリサイクルの推進による二酸化炭素の排出削減に努めるとともに、ハイブリット車や電気自動車を公用車として導入するなど、環境問題を考慮したカーボンオフセットの推進を行い、低炭素社会の実現に向けて取り組みます。また、住民の省エネ意識の定着を図り、再生可能エネルギーの活用を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 (3) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>移住定住支援事業</p> <p>①事業の必要性 若い世代及び移住者の住宅を確保し、人口流出の抑制と定住人口の増加を図るため。</p> <p>②事業内容 住宅の新築、購入及び空き家バンクに登録されている家屋の改修・取得に要した費用の一部を助成する。</p> <p>③事業効果 若い世代の町外への流出を抑制するとともに本町への移住を決める動機付けとなり、定住化人口の増加が図られる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	町	<p>若い世代の町外への流出を抑制するとともに本町への移住を決める動機付けとなり、定住化人口の増加が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>農用地活用適正化助成事業</p> <p>①事業の必要性 水稻・畑作栽培の経営面積拡大を誘導し、耕作放棄地発生防止、生産拡大を図ってきた。しかしながら、主食用米の消費低迷の影響を受け、主食用米生産偏重からの脱却が最重要課題となっている。</p>	町	<p>農業者の経営面積の拡大及び農用地が適正に活用され、地域農業の維持発展が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>②事業内容 経営規模の拡大を誘導しつつ、主食用米から飼料用米への転換を推進するため、価格差を圧縮する助成金を交付する。</p> <p>③事業効果 農業者の経営面積の拡大及び農用地が適正に活用され、地域農業の維持発展が図られる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>農地分散錯圃解消助成事業</p> <p>①事業の必要性 農地の分散錯圃を解消し、農地を適正に管理するため、農地の集積・集約に取組み効率的な農地管理を行う。</p> <p>②事業内容 分散錯圃解消に向けた賃貸借の合意契約した場合、所有者に10千円/10a、耕作者に3千円/10aの助成を行う。</p> <p>③事業効果 農地の集積・集約により効率的な農地管理が可能となり安定的な農業経営に結びつき、意欲をもって取り組む担い手の育成、確保及び農地の</p>	町	<p>農地の集積・集約により効率的な農地管理が可能となり安定的な農業経営に結びつき、意欲をもって取り組む担い手の育成、確保及び農地の保全管理の継続につながる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>保安全管理の継続につながる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>農家民宿及び農家民宿施設整備</p> <p>①事業の必要性 体験・滞在・交流型観光の推進により、交流人口の増加を促進し、集落の活性化を図るため、民泊の受入体制を整える。</p> <p>②事業内容 農家民宿・民泊を利用した体験・滞在・交流型観光のPRや補助を行うことで、観光客の増加を促し、都市部との交流の活性化を図る。 ・限度額：事業費の75%以内、上限額150万円 ・補助対象：農林家であって、宿泊用物品購入費、台所、宿泊室等の簡易な改修費など。 ・農林家民泊実施台帳に登録し事業を実施する。</p> <p>③事業効果 体験・滞在・交流型観光の推進による都市部との交流は、農林家所得の向上や地域の活性化につながる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する</p>	町・経営体	<p>体験・滞在・交流型観光の推進による都市部との交流は、農林家所得の向上や地域の活性化につながる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>事業である。</p> <p>防災行政無線設備維持管理事業</p> <p>①事業の必要性 防災行政無線は、非常災害時に速やかに住民に災害情報等を周知・伝達する設備であり、緊急・災害時に機能できるようにするため。</p> <p>②事業内容 基地局（1基）及び屋外拡声子局（28基）の計画的かつ継続的な維持管理を行う。</p> <p>③事業効果 非常災害時に速やかに住民に災害情報等を周知・伝達が可能となり、住民の安心安全な暮らしの確保につながる。 このため将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	町	<p>非常災害時に速やかに住民に災害情報等を周知・伝達が可能となり、住民の安心安全な暮らしの確保につながる。 このため将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>生活バス路線維持費補助金</p> <p>①事業の必要性 公共交通機関であるバス路線を維持し、住民の移動手段を確保するため。</p> <p>②事業内容 公共交通機関である路線バスの維持のため、補助金を交付する。</p>	町	<p>地域住民の日常生活の利便性が向上し定住環境の維持が図られる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>③事業効果</p> <p>地域住民の日常生活の利便性が向上し定住環境の維持が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>デマンド交通運営事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>公共交通の空白地域において、デマンド交通（予約制）乗合タクシーを運行し、地域住民の交通手段を確保するため。</p> <p>②事業内容</p> <p>生活バス路線空白地域及びバス停から500m以上離れた地域住民に対し、電話予約によりタクシーを運行する。</p> <p>③事業効果</p> <p>地域住民の日常生活における利便性が向上し、定住環境の維持が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	町	<p>地域住民の日常生活における利便性が向上し、定住環境の維持が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>橋梁長寿命化修繕事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>橋梁は住民の移動に関して重要な交通経路であることから道路交通網の安全性を確保</p>	町	<p>従来の事後保全から予防修繕型への転換により費用対効果の高い維持管理が</p>

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>するために計画的に維持修繕していくことが必要である。</p> <p>②事業内容 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、順次維持修繕を行う。</p> <p>③事業効果 従来の事後保全から予防修繕型への転換により費用対効果の高い維持管理が可能となる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>公共施設等危険建物解体撤去事業</p> <p>①事業の必要性 老朽化等により倒壊または破損した際、住民に危険が生じる恐れがある建物等を解体及び撤去し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容 老朽化した公共施設等の解体及び撤去を行う。</p> <p>③事業の効果 建物等を解体及び撤去することで、景観の改善と住民の安全性が確保できる。このた</p>	町	<p>可能となる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>建物等を解体及び撤去することで、景観の改善と住民の安全性が確保できる。 このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>め、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>安心安全の支援事業</p> <p>①事業の必要性 高齢化が進み、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加している。こうした世帯が自宅で安全にかつ安心して暮らすことのできる環境の整備が必要である。</p> <p>②事業内容 24時間対応可能なオペレーターを配置し、高齢者等の相談対応、安否確認、緊急時の状況確認等を実施。</p> <p>③ 事業効果 緊急時も含め、必要に応じた随時サービスを実施することにより、高齢者等の安全の確保及び精神的な不安の解消を図り、安心安全に日々の暮らしができる環境が整備される。このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	町	<p>緊急時も含めた、必要に応じた随時サービスを実施することにより、高齢者等の安全の確保及び精神的な不安の解消を図り、安心安全に日々の暮らしができる環境が整備される。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>福祉医療費助成事業</p> <p>①事業の必要性 子育て支援を充実させ、子育て世代の定住及び少子化対策を推進する必要がある</p>	町	<p>子どもの医療負担を軽減し、圏域の子育て世代が安心して生活</p>

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>②事業内容 子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもの心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成する。</p> <p>③事業の効果 子どもの医療負担を軽減し、圏域の子育て世代が安心して生活できる環境となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>高等学校等通学費応援金支給事業</p> <p>①事業の必要性 町には高等学校がなく、町外への通学となっている。鉄道もないため、最寄り駅のある隣市まで家族等による送迎とそこからの電車移動により通学しており、地域的に不利な立地条件による経済的負担の軽減を図り、生徒が安心して教育を受けることができるよう、対策が必要となっている。</p> <p>②事業の内容 通学費用の一部を補助する。</p> <p>③事業効果</p>	町	<p>できる環境となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>遠距離通学を余儀なくされる生徒が安心して教育を受けることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>遠距離通学を余儀なくされる生徒が安心して教育を受けることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>C I R 事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>藤里町独自の教育として、小学校1年生からの系統的な外国語教育を掲げている。児童・生徒の英語コミュニケーション能力の向上をより確かなものとするため、外国語教育を受ける環境の整備が必要である。</p> <p>②事業の内容</p> <p>C I R（国際交流員）を活用し、児童・生徒の放課後、休日に児童・生徒を対象とした町営英語塾の開講、外国語授業の指導補助、教職員を対象とした英語研修会などを実施する。</p> <p>③事業効果</p> <p>9年間の系統的な外国語教育の体系が整備される。また、特色ある英語教育の取組が、学校だけではなく、地域にも広まり、町全体の活性化につながる。このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	町	<p>9年間の系統的な外国語教育の体系が整備される。また、特色ある英語教育の取組が、学校だけではなく、地域にも広まり、町全体の活性化につながる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>I C T教育の推進事業</p> <p>①事業の必要性 進展する情報社会に対応できる人材を育成するため、学校におけるI C Tを活用した学習を行い、地域間、学校間で格差のない、豊かな学びを保証する。</p> <p>②事業内容 義務教育学校等に導入したタブレット端末、電子黒板の更新とデジタル教科書の導入と更新を行う。</p> <p>③事業の効果 I C Tの活用による学習により、高度情報化への対応した人材の育成及び他の地域や学校との教育格差をなくすことができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	町	I C Tの活用による学習により、高度情報化への対応した人材の育成及び他の地域や学校との教育格差をなくすことができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>みんなでまちづくり事業</p> <p>①事業の必要性 少子高齢化に伴い、一部地域では、地域活動の継続や地域コミュニティの弱体化が懸念されている。このため、住民自らがまちづくりの一員であることを共有認識し、持続ある地域をつくり、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の</p>	各団体	<p>自らの企画を実施し、成功体験による共助意識の醸成を図り、公益性を踏まえつつ地域課題の解決と地域の活性化を可能とする。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展</p>

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>実現と集落の活性化を図るため、地域住民が行なう自主的かつ相互に力を合わせたまちづくり活動を支援する。</p> <p>②事業の内容</p> <p>まちづくりグループ等が実施する自主的かつ積極的な活動に対する活動費用を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象：町内会等地縁グループ、NPO団体、ボランティア団体、活動推進協議会等協議会、18歳以上で藤里町に住所を有する5名以上のグループ ・助成限度額：1グループ年30万円以内。 ・申請者：グループを代表するもの。 <p>③事業効果</p> <p>自らの企画を実施し、成功体験による共助意識の醸成を図り、公益性を踏まえつつ地域課題の解決と地域の活性化を可能とする。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		<p>に資する事業である。</p>